

〔第7期〕

東大阪都市清掃施設組合
一般廃棄物処理基本計画
(素案)

令和8年3月

東大阪都市清掃施設組合

目次

序章 一般廃棄物処理基本計画策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の性格	3
第3節 目標年度	4
第1章 ごみ減量化及び処理の現状と基本的課題.....	5
第1節 東大阪市・大東市の概況	5
第2節 ごみ処理の現状	7
第3節 施設組合におけるごみ減量化の取り組みの現状	23
第4節 ごみ処理基本計画策定における基本的課題	31
第2章 「みんなですすめる循環型都市」の実現を目指して.....	35
第1節 計画策定にあたっての基本姿勢	35
第2節 基本理念	36
第3節 基本方向	36
第3章 計画の基本フレーム.....	37
第1節 将来人口	37
第2節 ごみ発生量の将来予測	37
第3節 ごみ減量目標値と計画処理量の設定	39
第4章 循環型都市を支える施設整備等に関する施設組合の基本計画 ...	37
第5章 計画推進のために.....	49

序 章 一般廃棄物処理基本計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

東大阪都市清掃施設組合（以下「施設組合」という）は、昭和40年に設立され、順次、施設の整備を進め今日に至っています。施設組合と東大阪市及び大東市（以下「両市」という）の三者は各々の役割を分担してごみ処理事業を行い、収集・運搬、減量化は両市が、また、焼却・破砕等の中間処理及び最終処分については施設組合が行って来ました。

ごみの適正処理を進めるために、施設組合では平成9年度に、一般廃棄物処理基本計画（以下「ごみ処理基本計画」という）〔第1期〕を策定し、その後、平成14年度に「ごみ処理基本計画〔第2期〕」を経て、平成17年度に「ごみ処理基本計画〔第3期〕」、平成22年度に「ごみ処理基本計画〔第4期〕」、平成27年度に「ごみ処理基本計画〔第5期〕」、令和2年度に「ごみ処理基本計画〔第6期〕」を策定し、循環型社会の構築と適正なごみ処理の推進に努めてきました。

一方、ごみ処理に係る動向では、平成3年度に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という）」の改正により、廃棄物の排出抑制と、再生利用の推進が盛り込まれ、平成7年度に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容器包装リサイクル法」という）」の制定、平成12年度に「循環型社会形成推進基本法」が制定され、その後、各種リサイクル関連法が本格実施されました。令和元年度には「食品ロスの削減の推進に関する法律（以下、「食品ロス削減推進法」という）」の制定や、「プラスチック資源循環戦略」の策定等がされ、これら個別分野での新たな方向性も示されています。

また、国では平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」に掲げられた17の目標（ゴール）の達成に向け、様々な主体による循環型社会の形成に向けた取組を促進しています。令和6年度に国が策定した「第六次環境基本計画」や、「第五次循環型社会形成推進基本計画」ではこのSDGsの考え方を基本としながら、「持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進する」という方向性を掲げており、ごみや地球温暖化等の環境問題を含めた経済・社会的課題の同時解決を目指しています。

このような社会情勢の変化を踏まえるとともに、令和7年度における両市のごみ処理基本計画の見直しを受けて、三者の連携による資源循環型都市形成を目指した「東大阪都市清掃施設組合一般廃棄物処理基本計画〔第7期〕」を「廃棄物処理法」第6条第1項に基づき策定しました。

環境基本法
環境基本計画

循環型社会形成推進基本法（基本的枠組み法）
循環型社会形成推進基本計画

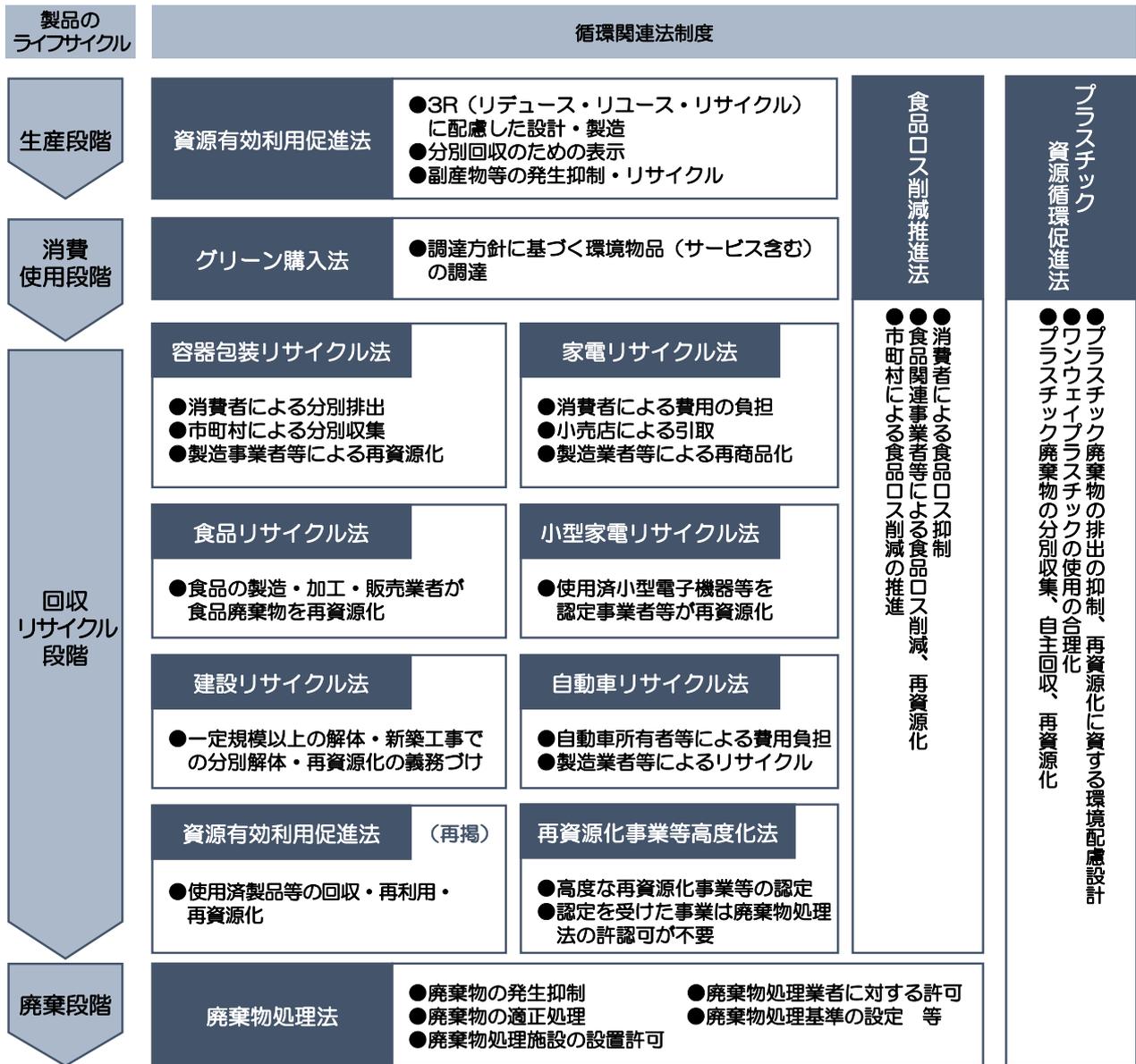


図1 循環型社会形成推進のための国の施策体系

第2節 計画の性格

本ごみ処理基本計画は、ごみの発生抑制やリサイクル（再生利用）、分別収集などの基本方向・基本施策及びごみ処理に関する基本フレームを定めた両市のごみ処理基本計画を基本とし、また、国の廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下、「基本的な方針」という）等を踏まえ、環境負荷の軽減、エネルギー・資源の有効利用等を目指した中間処理・最終処分の基本方向・基本施策を定めたもので、今後の中間処理施設の整備に関して上位計画としての性格を有するものです。

なお、図2に示すように、両市のごみ処理基本計画と施設組合のごみ処理基本計画は、役割分担をしながら連携する関係です。施設組合のごみ処理基本計画は、主に中間処理や最終処分に関する計画ですが、施設を活かした環境教育や啓発等を含め、両市と連携しながら、今後の一般廃棄物処理等に関する基本的な方向性や取り組みを定めるものです。

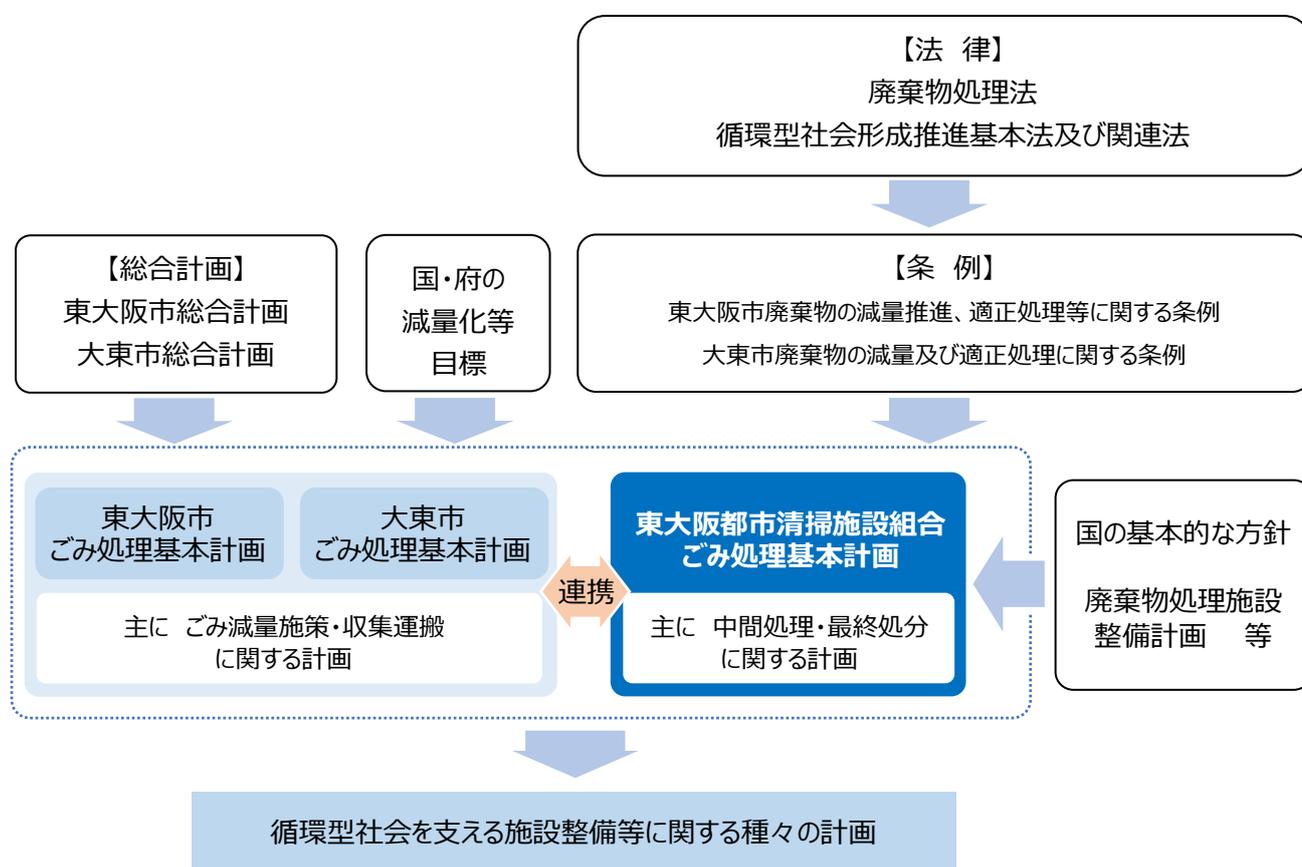


図2 ごみ処理基本計画の性格

第3節 目標年度

両市のごみ処理基本計画では、両市ともに令和12年度を最終目標年度としています。そこで、本ごみ処理基本計画では、両市の計画にあわせ令和8年度を初年度、令和17年度を最終目標年度とします。また、令和12年度を中間目標年度とします。

なお、社会経済的情勢の急激な変化や法体系の大きな変化を受けた場合など、計画期間内であっても、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

表1 ごみ処理基本計画の目標年度

年度	令和元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
東大阪都市清掃施設組合 ごみ処理基本計画			前計画	中間目標●				最終目標●											
								本計画					中間目標●				最終目標●		
東大阪市 ごみ処理基本計画			前計画	中間目標●				最終目標●											
								現行計画					中間目標●				最終目標●		
大東市 ごみ処理基本計画			前計画	中間目標●				最終目標●											
								現行計画					中間目標●				最終目標●		

第1章 ごみ減量化及び処理の現状と基本的課題

第1節 東大阪市・大東市の概況

1. 地域の概況

施設組合は昭和40年に地方自治法第284条第1項の規定に基づき、東大阪市、大東市の事務の一部である廃棄物処理事業のうちごみ処理施設の設置及び管理に関する事務を共同で処理することを目的として設立されました。

東大阪市と大東市は図1-1に示すように、大阪府のほぼ中央東側の生駒山地の麓に位置し、両市域の大部分は起伏の少ない大阪平野に市街地が広がっており、両市をあわせた面積は約80km²です。一方、生駒山系は豊かな自然が残り、大半が金剛生駒国定公園に指定され、都市近郊の貴重な自然として保全されています。なお、山間部以外は市街地として開けており、市域内でのごみの最終処分場の確保ができない状況にあります。

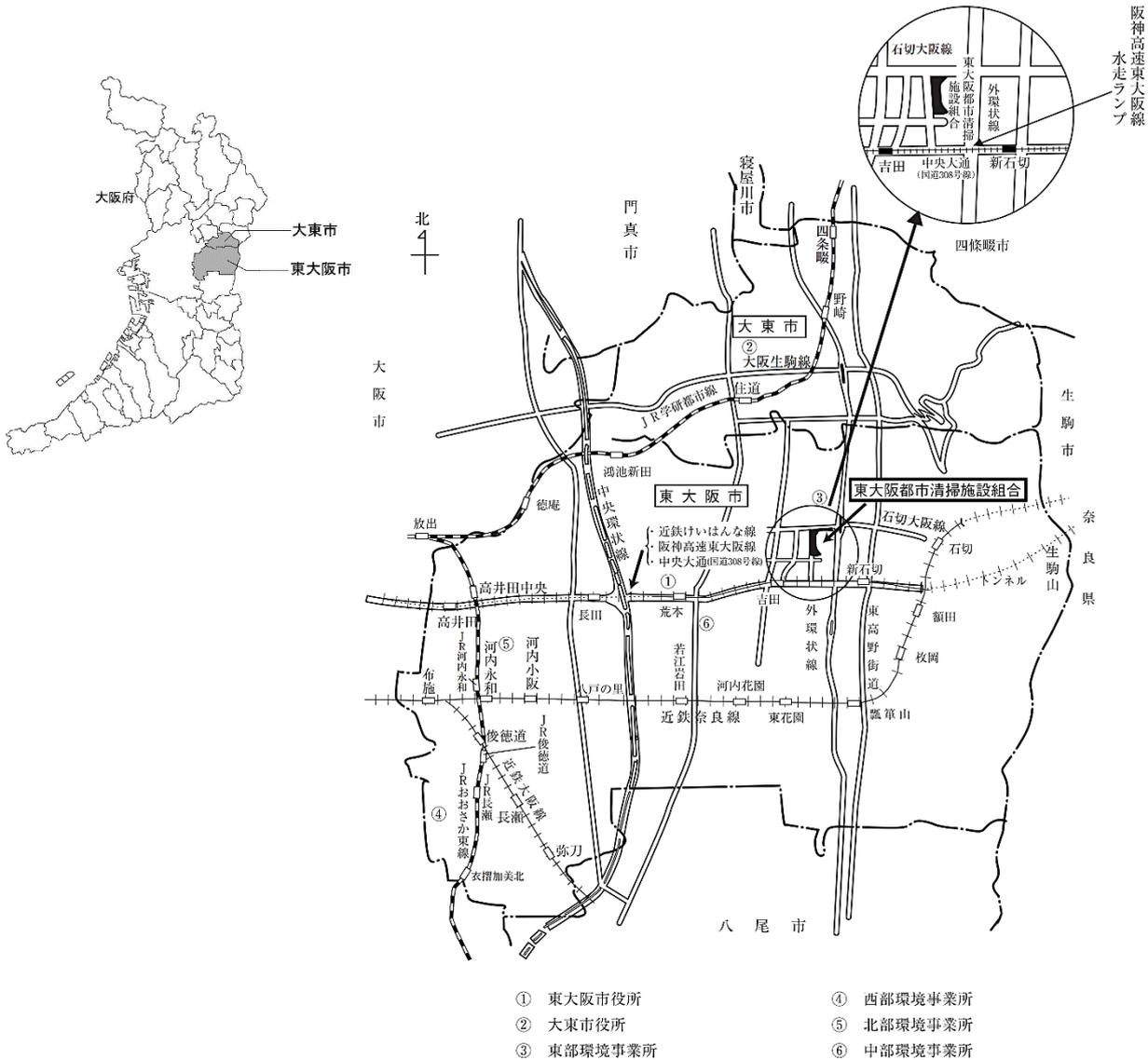
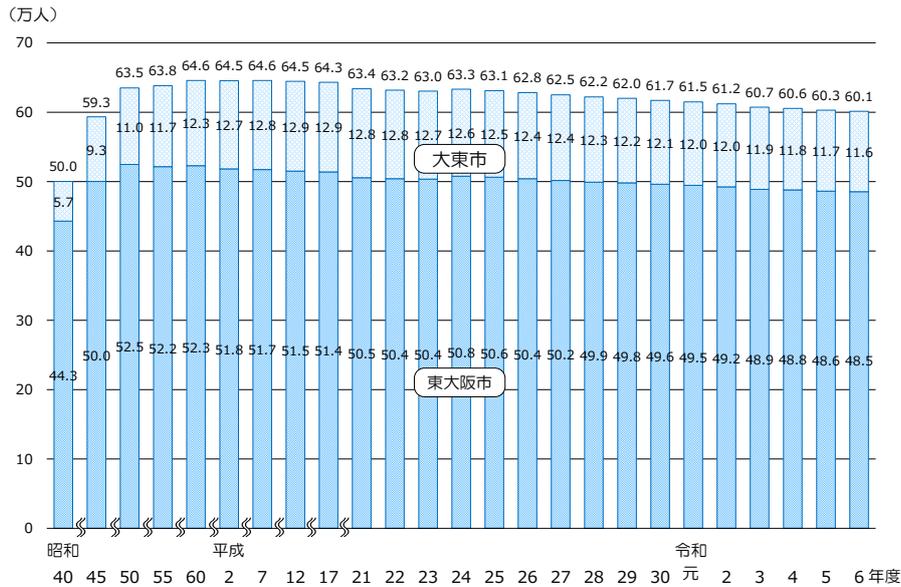


図1-1 東大阪都市清掃施設組合の位置

2. 東大阪市、大東市の人口及び世帯数の推移

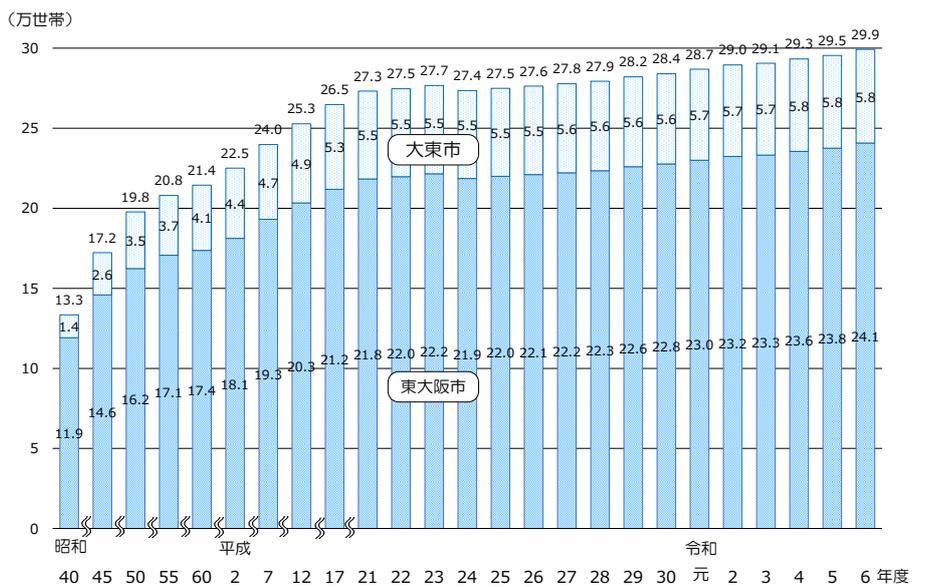
施設組合の処理対象人口及び世帯数は両市の人口及び世帯数の合計です。本施設組合の処理対象人口及び世帯数の推移は図1-2、図1-3に示すとおりで、平成元年度以降、人口はなだらかに減少し、令和6年度は、両市あわせて、約60.1万人です。一方、世帯数は、ほぼ継続して微増傾向にあり、令和6年度で約29.9万世帯となっています。

なお、令和6年度の両市の人口比は概ね東大阪市81、大東市19です。



※東大阪市は毎年10月1日推計人口・世帯、大東市は毎年9月末住基台帳人口・世帯
出典：大阪府・東大阪市・大東市資料

図1-2 人口の推移



※東大阪市は毎年10月1日推計人口・世帯、大東市は毎年9月末住基台帳人口・世帯
出典：大阪府・東大阪市・大東市資料

図1-3 世帯数の推移

第2節 ごみ処理の現状

1. ごみ処理システムの概要

(1) ごみ処理体系

ごみ処理システムの概要を図1-4に示します。収集・運搬については、東大阪市、大東市それぞれで、分別区分を決め行っています。両市が集めたごみの中間処理、最終処分について、施設組合が担っています。

なお、大東市では、これまで家庭系ごみのプラスチック製容器包装とペットボトルは同じ分別区分でしたが、令和6年4月よりそれぞれ「プラスチック製容器包装」と「ペットボトル」に分別区分が変更されました。

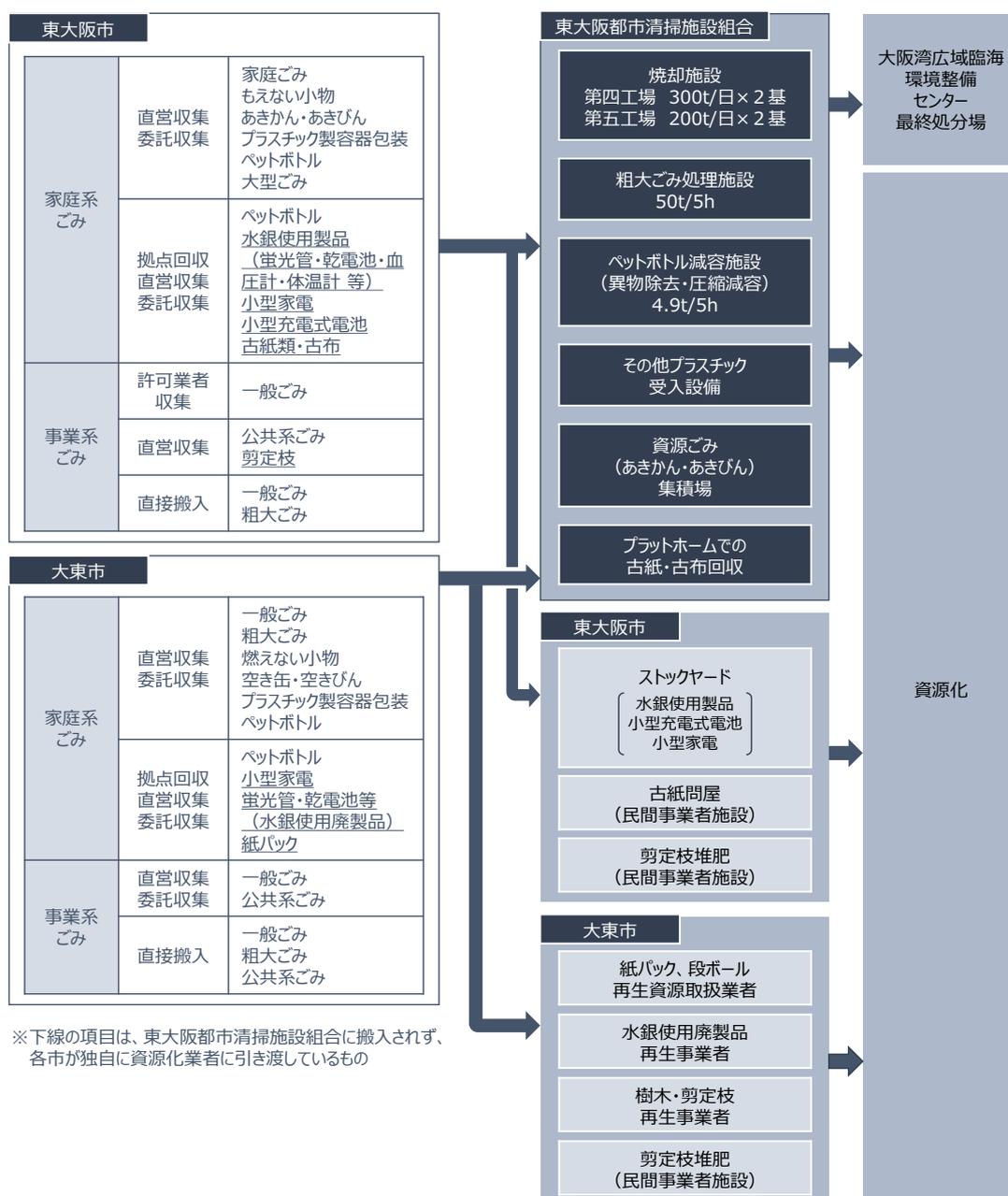


図1-4 ごみ処理体系の現状

(2) ごみ搬入量の状況

家庭系・事業系を合わせた一般ごみ、粗大ごみ、資源ごみの施設組合への搬入量の推移は図1-5のとおりです。両市を合わせたごみ搬入量は減少傾向にあり、令和6年度は、東大阪市で154.8千t、大東市で31.5千t、両市を合わせて186.3千tとなっています。令和6年度の両市の搬入量比は、概ね東大阪市83、大東市17です。

なお、ここでのごみ搬入量には、両市が行う集団回収や拠点回収のように、施設組合に搬入されずに民間資源回収業者等で直接資源化をしている量、他市から一時的に処理を委託されたごみ搬入量を含んでいません。

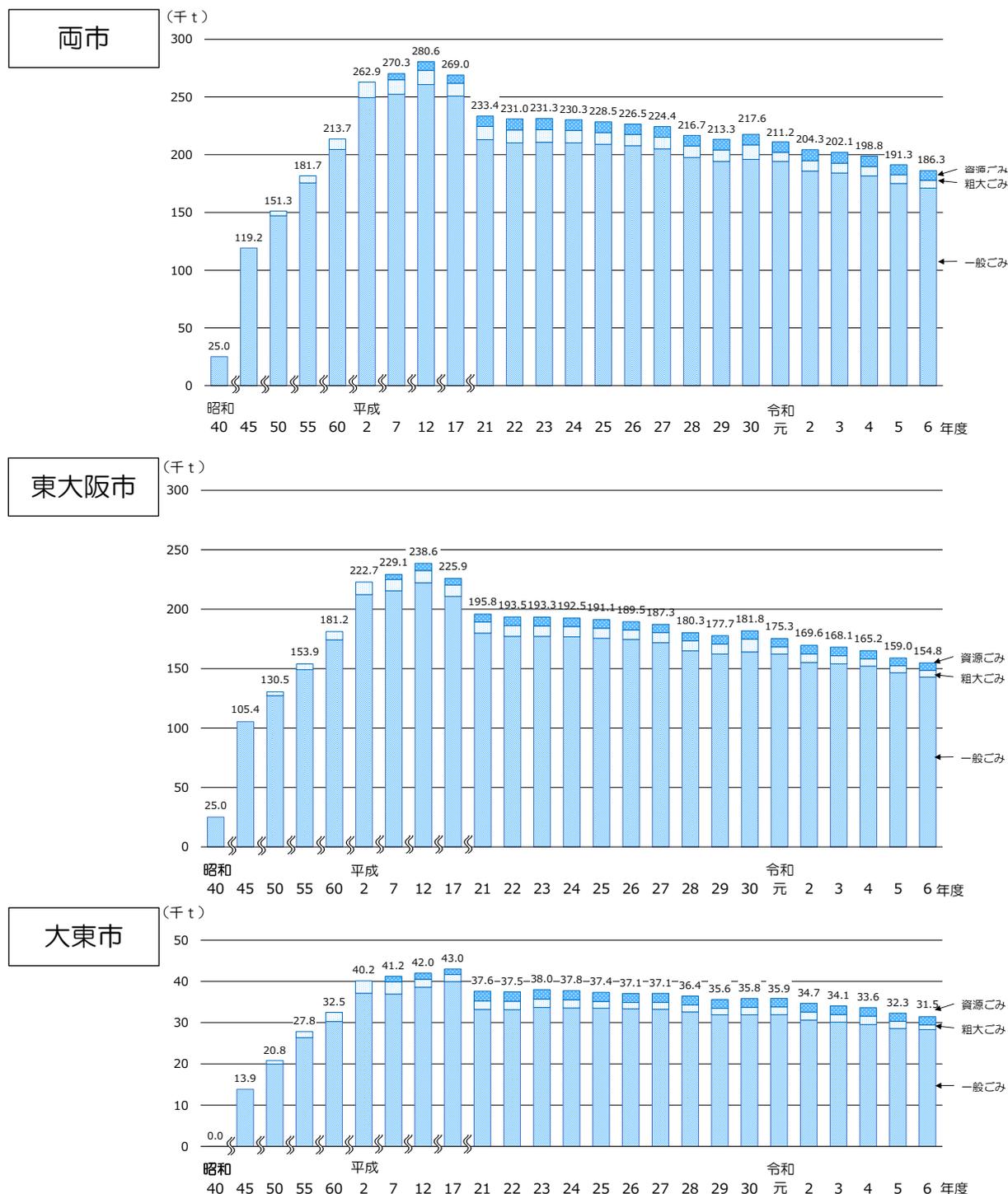


図 1-5 ごみ排出量の推移

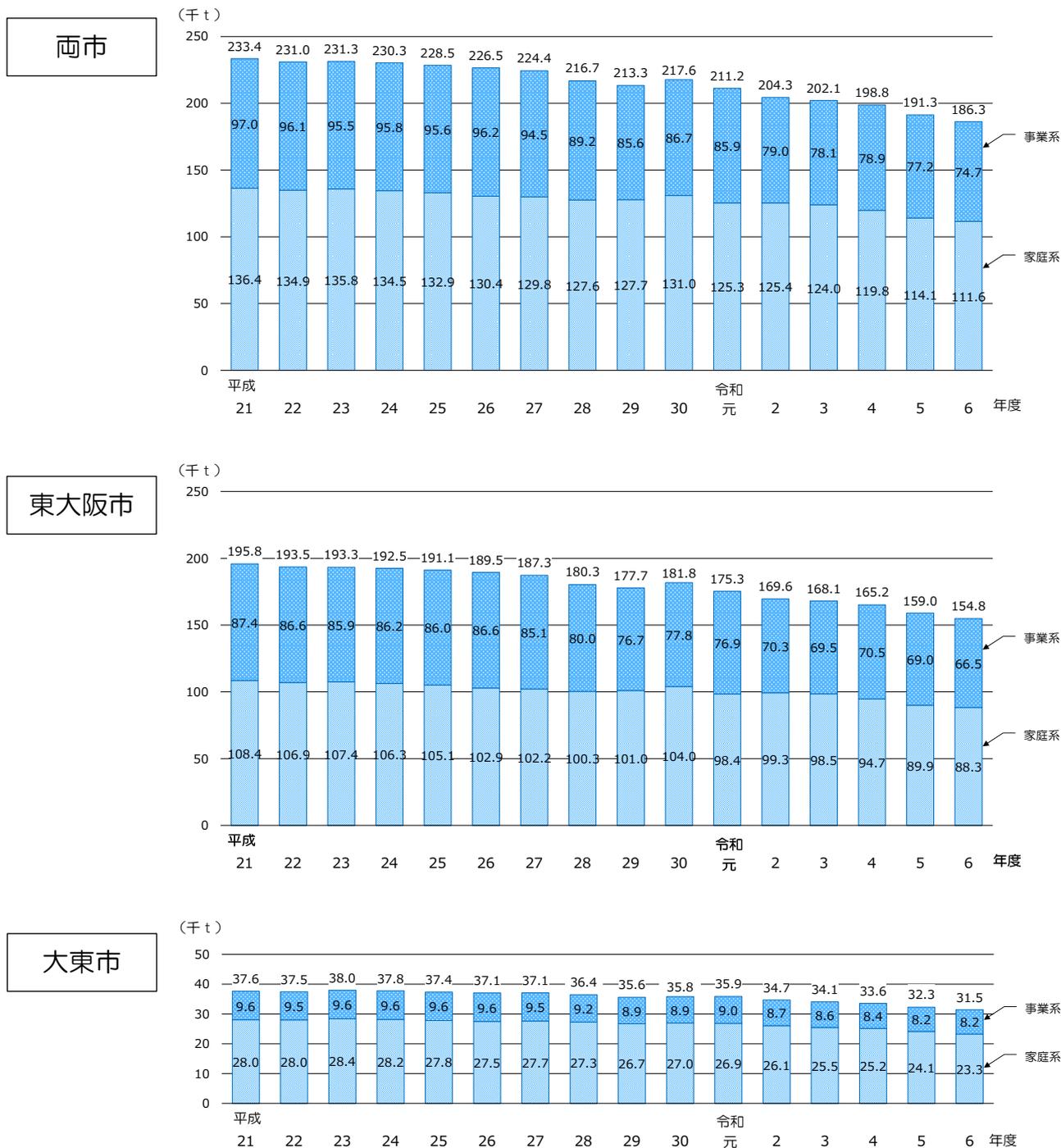
(3) 家庭系・事業系ごみ搬入量の推移

両市の家庭系・事業系ごみの搬入量の推移は、図1-6のとおりです。

令和6年度で、東大阪市は、家庭系ごみの搬入量は約88.3千tで、事業系ごみの搬入量は約66.5千tです。大東市は、家庭系ごみの搬入量は約23.3千tで、事業系ごみの搬入量は約8.2千tです。

両市あわせて、家庭系ごみは111.6千t、事業系ごみは74.7千tで、排出者別の比は、家庭系60、事業系40です。

なお、ここでのごみ搬入量には、集団回収や拠点回収のように、施設組合に搬入されずに民間資源回収業者等で直接資源化をしている量を含んでいません。



出典：東大阪市・大東市資料

図 1-6 家庭系・事業系ごみ排出量の推移

2. 施設組合におけるごみ処理の流れ

両市から施設組合に搬入されたごみの処理の流れは図1-7に示すとおりです。

家庭系・事業系の燃えるごみは焼却施設、家庭系の燃えない粗大ごみと事業系粗大ごみは粗大ごみ処理施設へ投入するとともに、資源ごみは集積場や受入設備に荷下ろし後、必要に応じて選別・圧縮減容等を行い民間資源化施設において資源化しています。

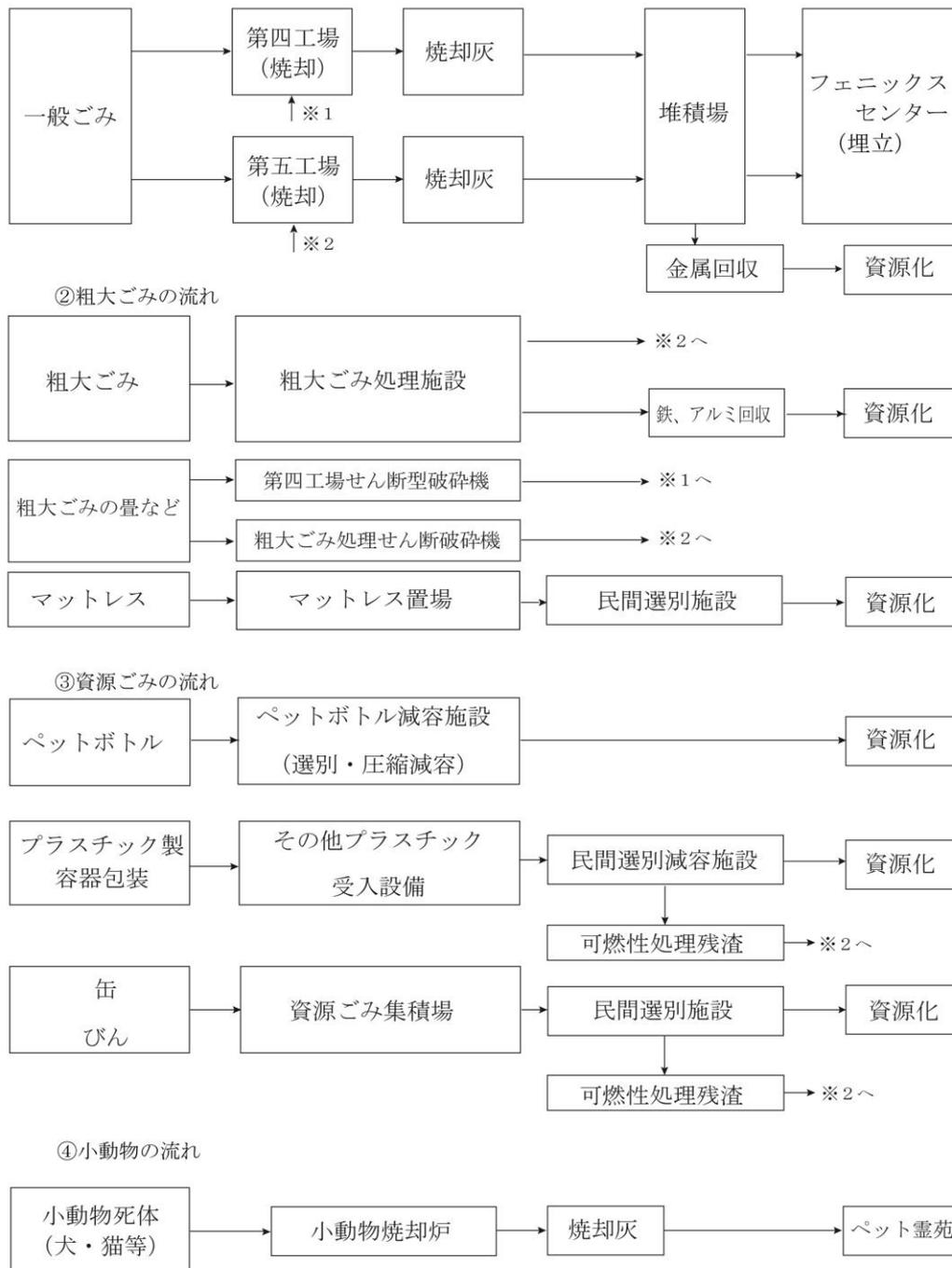


図1-7 搬入ごみの処理の流れ

3. ごみ処理施設の整備状況

施設組合の処理施設の配置図は図1-8に示すとおりです。焼却工場（第四工場、第五工場）、粗大ごみ処理施設等が整備されており、これらの施設の概要を表1-1、表1-2に示します。



図1-8 施設配置図

表1-1 処理施設の概要 (1)

	第四工場	第五工場
処理能力	300 t / 日 × 2 基	200 t / 日 × 2 基
竣工	昭和 56 年 3 月	平成 29 年 3 月
形式	全連続ストーク式	全連続ストーク式
設計発熱量	4.20～10.50MJ/kg	7.98～13.44MJ/kg
炉内温度	800～900℃	850℃以上
排ガス対策	乾式有害ガス除去方式、ろ過式集じん器、炉内尿素噴霧	乾式有害ガス除去方式、ろ過式集じん器、触媒脱硝方式
飛灰処理方式	薬剤処理	薬剤処理
排水処理	無機排水 凝集沈殿+ろ過→活性炭吸着→下水放流	無機排水 凝集沈殿+ろ過→再生利用、下水放流

表1-2 処理施設の概要 (2)

粗大ごみ処理施設	
処理能力	50 t / 5 h
竣工	平成 29 年 3 月
形式	破碎選別方式
設備	[破碎設備] 切断機、低速回転式破碎機、高速回転式破碎機 [選別設備] 磁選機、アルミ選別機、粒度選別機
ペットボトル減容施設	
設備	集積場、ホッパ、破除袋機、手選別コンベヤー、減容機、ボール置場
減容機	能力 4.9 t / 5 h × 1 基
竣工	平成 23 年 3 月
その他プラスチック受入設備	
用途	その他プラスチックの一時堆積
建築面積	896.52 m ²
竣工	平成 22 年 3 月

以下では、施設の概要を整理しています。

(1) 処理施設の建設経過

昭和40年に第一工場（200 t /8h）の焼却工場竣工、同年10月事務組合設立、その後、昭和42年2月、旧布施市、旧河内市及び旧枚岡市の合併による東大阪市の誕生とともに、東大阪市と大東市の2市による施設組合となって、現在に至っています。

施設組合設立後、高度経済成長と両市収集体制の整備、周辺の開発、ごみ質の多様化、量的増大が顕著となり、それに対処するため、昭和45年12月に第二工場（450 t /日）を完成させ、続いて昭和50年1月に粗大ごみ処理施設として破碎工場（150 t /5h、現在は廃止）、同年3月に第三工場（600 t /日）、さらに昭和56年3月に第四工場（600 t /日）、平成29年3月に第五工場（400 t /日）、粗大ごみ処理施設（50 t /5h）と、順次処理施設の整備を図ってきました。

なお、第三工場の跡地は新清掃工場（第六工場）の建設用地として利用すべく、現在第三工場の解体が進行中です。また、新清掃工場（第六工場）の完成とともに、現在の第四工場は廃止の予定です。

(2) 現処理施設の整備状況

1) 第四工場

炉の設計ごみ発熱量は最高10.50MJ/kgですが、炉壁に大きなクリンカができることが多く、たびたび炉を停止していたため、昭和61年度に炉壁を冷やす空冷板設置工事を行い、平成2年度には、電気集じん器の改修、ボイラ水管の部分取替を行いました。

また、ごみの計量データは当初からコンピュータによりデータ処理を行ってきましたが、早朝のごみ受入や容器包装リサイクル法による分別収集ごみ種の増加に対応するため、平成9年3月に計量データ処理システムを全面的に更新しました。

さらに、ごみクレーンは、全自動運転によりごみピットから焼却炉へのごみの投入作業、ごみピット内でのごみ移動・積み替え・攪拌・積み上げ作業を行い、焼却炉の運転も自動燃焼制御方式を取り入れ、安定した運転が行えるなど各種の自動化を導入し、作業の効率性、安全性の向上を目指し、省力化を図っています。

第四工場のろ過式集じん器設置、灰固形施設整備等ダイオキシン類対策工事は、延命対策の基幹的整備も含め、平成10年度に着工し平成14年3月に完成しています。このダイオキシン類対策工事を計画するに当たり、焼却施設の更新時期について、稼働後35年程度（平成27年度頃）を目標としました。現時点では、第四工場は更に延命工事を行い、令和12年度までは使用し、令和13年度以降の解体を目指します。

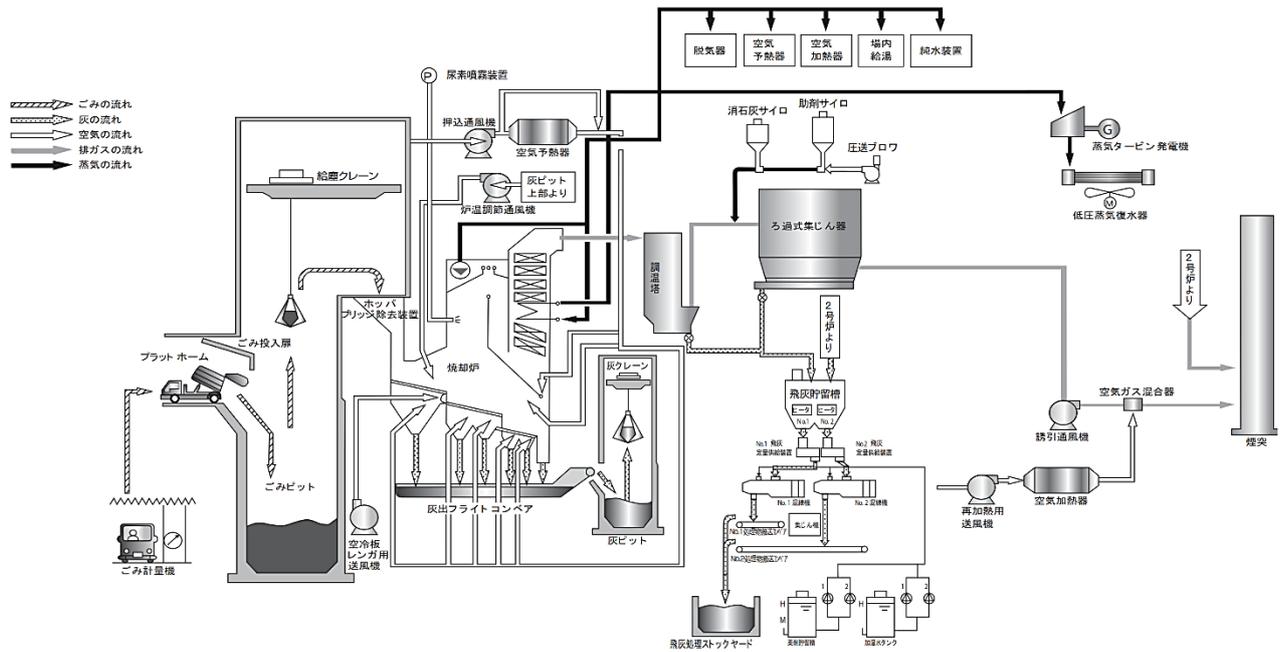


図1-9 第四工場の処理フローシート

2) 第五工場

第五工場では、運転等の自動化をより進め、計量時に使用する計量カードをパンチカードからICカードに変更し、プラットフォームの入口と出口の扉も、自動開閉式を採用、プラットフォームでの車両の誘導は、計量カードによりごみの投入扉を指定し、その扉が自動で開閉するものになっています。ごみクレーンについても、第四工場と同様に全自動運転式です。焼却炉の運転については、通常の運転だけでなく立上げ・立下げにも自動燃焼制御方式を取り入れています。

第五工場では、工場見学設備にも力を入れ、見学者専用のバス駐車場及びエントランス棟を設置し、収集車等の車両動線との交差がないようにしています。案内設備では、各見学箇所モニターを設け音声と映像で説明ができるようになっています。また、竣工後も継続的に展示物の改善や追加を行っています。

あわせて、災害時に帰宅困難者等が一時的に滞在できるよう支援物資として食糧や毛布を備蓄している他に、非常用浄水装置、マンホールトイレ、かまどベンチ等を導入しています。

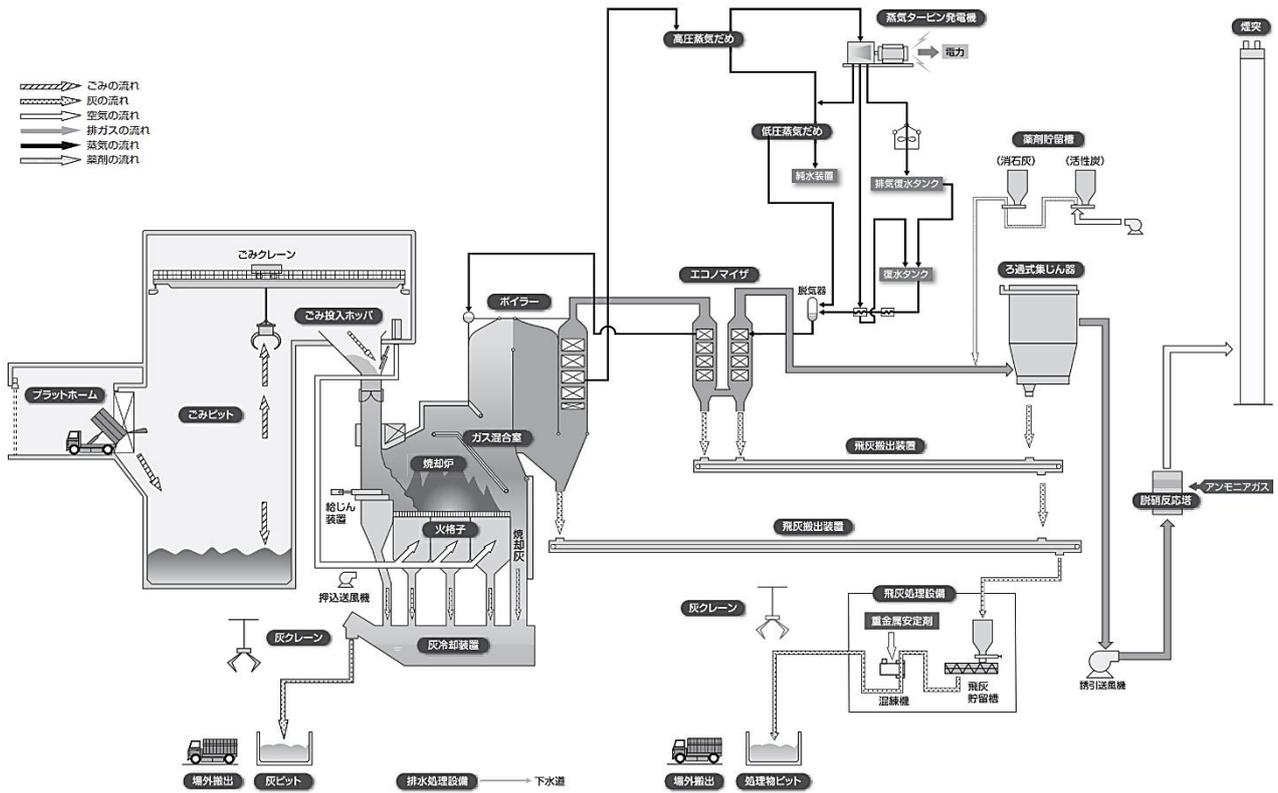


図1-10 第五工場の処理フローシート

3) 粗大ごみ処理施設（第五工場内に併設）

粗大ごみ処理施設は、第五工場内に併設されており、不燃性粗大ごみ、可燃性粗大ごみ、それぞれのピットに投入された後、粗大ごみ受入ホッパを介して低速回転式破砕機、高速回転式破砕機で順に破砕処理、粒度選別を行い、磁力や風力等で鉄やアルミを選別し資源化しています。それ以外の残渣は、焼却施設で焼却処理しています。

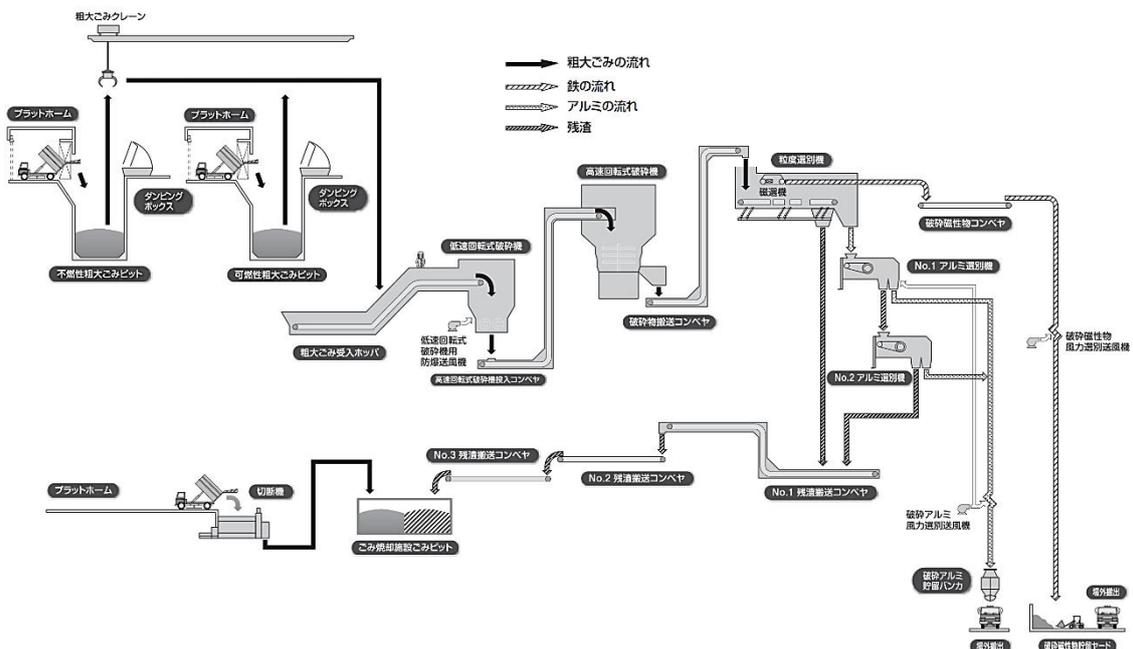


図1-11 粗大ごみ処理施設の処理フローシート

4) 資源ごみ処理施設等のその他の施設

〔資源ごみ集積場〕

平成6年4月から大東市が、また、平成7年10月から東大阪市があきびんとあきかんを全市で資源として収集し始めたのに対応して資源ごみ集積場を整備しました。なお、収集頻度は、東大阪市が月2回、大東市が月1回収集となっています。

〔ペットボトル減容施設〕

容器包装リサイクル法の施行を受け、ペットボトルが平成9年10月から拠点回収された際にペットボトル減容施設を整備し、選別、減容の後、資源化を実施してきました。なお、東大阪市は平成22年度、大東市は平成19年度から全市分別収集へ移行したのに対応するため、平成23年3月に新たな減容施設（4.9 t /5 h）に更新しました。

〔その他プラスチック製容器包装受入設備〕

容器包装リサイクル法の施行を受けその他プラスチック製容器包装のモデル分別収集を大東市は平成13年10月から開始しており、この受入設備を平成13年10月に石切堆積場内に整備しました。平成14年10月には東大阪市も分別収集を一部地域で開始し、その後、大東市では平成19年度、東大阪市では平成22年度から、その他プラスチック製容器包装の全市収集を実施しています。両市の分別収集量の増大に対応し、平成22年3月にその他プラスチック受入設備を増設しています（表1-2）。

（3）環境保全・エネルギーの有効利用

排ガスについては、周辺環境の保全のため、第四工場、第五工場ともに、ろ過式集じん器を設置しています。第四工場の有害ガス除去は当初湿式洗浄処理であり、洗浄排水の塩水は排水処理等の後、工業塩として再利用を図ってきましたが、昭和60年に下水道を供用できるようになり、同設備の稼働率向上のために排水処理後下水道放流としました。第五工場の排ガス中ダイオキシン類、ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物を低減させる設備については、第四工場とほぼ同様ですが、窒素酸化物の低減については、焼却炉での排ガス循環による低空気比燃焼、触媒脱硝反応塔により行っています。これら最新の排ガス処理技術によって大気汚染物質を処理し、法令の基準より厳しい目標値を満足させて排出しています。加えてダイオキシン類については、排出を抑制するための燃焼温度の管理等を確実に行っています。

また、排水処理対策として、第四工場では、工場内排水に対して凝集沈殿及びろ過、活性炭吸着処理後下水道放流、また、第五工場では、凝集沈殿とろ過の工程を経た処理水を再利用、下水放流しています。

一方、エネルギーの有効利用のため、第四工場に出力3,500kW、第五工場に15,600kWの蒸気タービンを設置し、第四工場、第五工場等、施設内の電力需要をまかなうとともに、余剰蒸気については場内の給湯設備の熱源として利用しています。

また、第五工場では、太陽光発電設備も導入し、蒸気タービンによる発電とあわせ、発生した余剰電力については売電しており、令和6年度は5,719万kWhを売電しました。これは、一般家庭の年間使用量の約15,000世帯分となります。

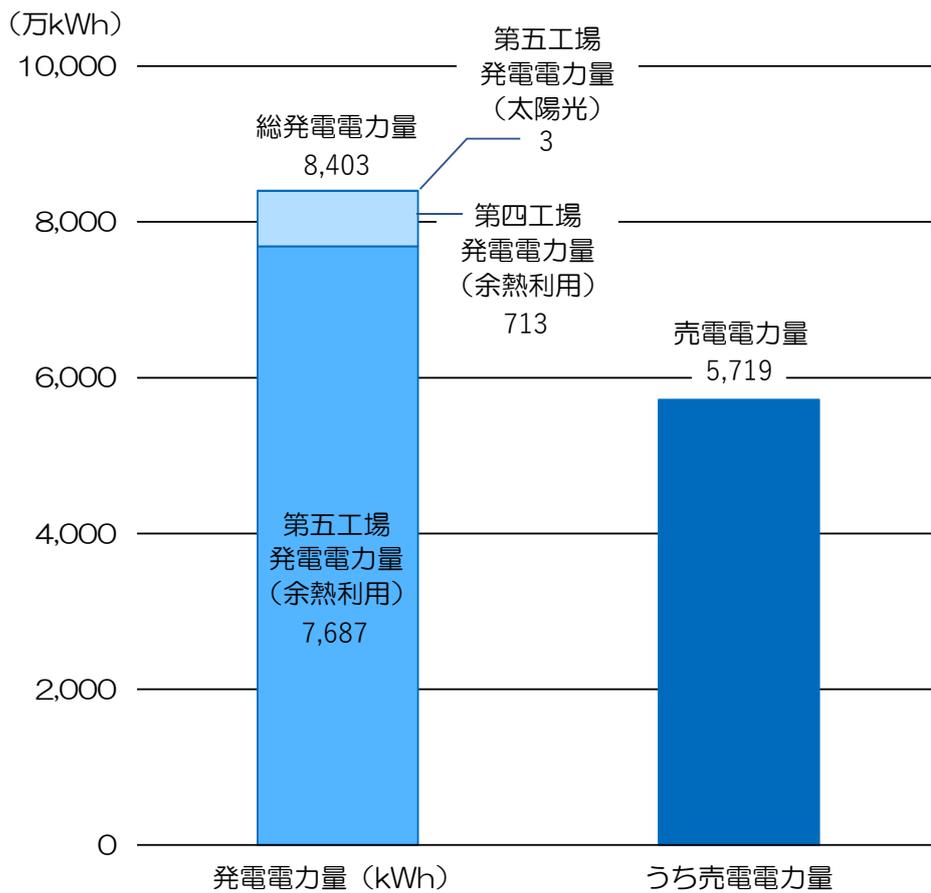


図1-12 施設組合全体での発電電力量と売電電力量（令和6年度）

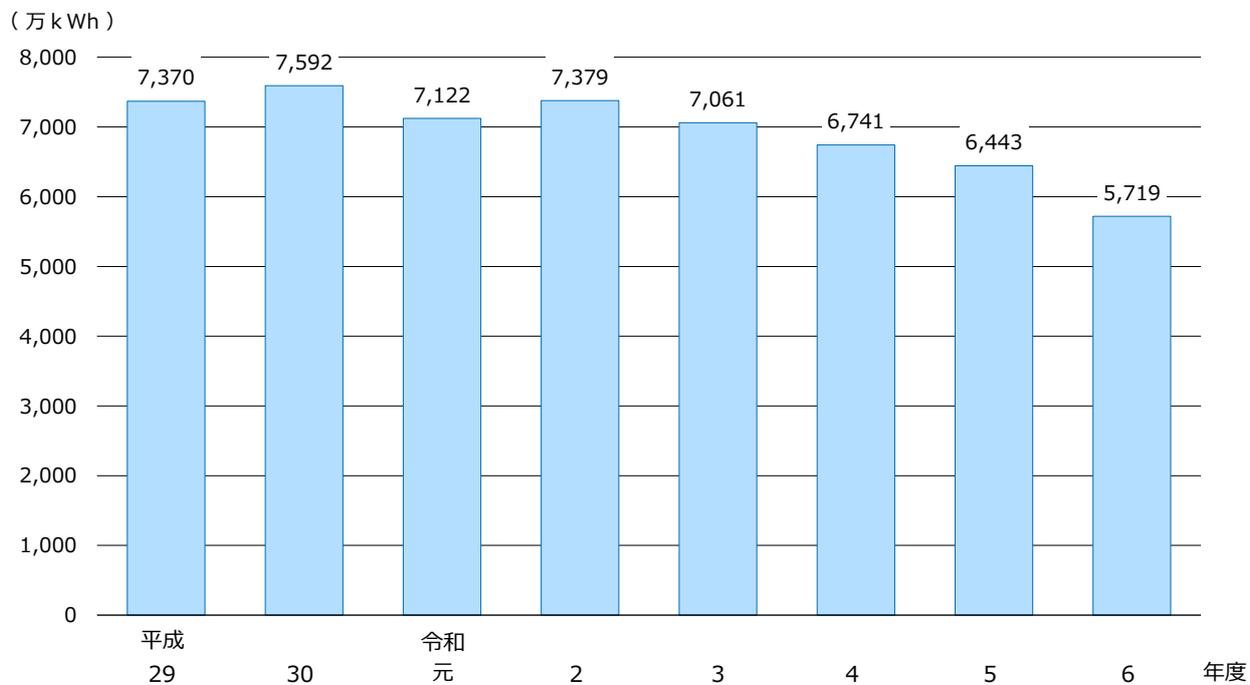


図1-13 施設組合全体の売電電力量の推移

4. 新清掃工場 場建設の進捗状況

現在稼働中の第四工場は昭和56年3月31日に竣工し、稼働後すでに40年を経過しており、老朽化も進行しているため、旧第三工場を建て替え、令和13年度に新清掃工場（第六工場）の稼働を計画しています。新清掃工場（第六工場）の整備にあたり、事業の発注方式、焼却施設の処理方式、公害防止基準などの内容について検討するため、平成30年度に「環境にやさしいごみ処理施設を考える委員会」を設置しました。同委員会は、事業の発注方式、焼却施設の処理方式、公害防止基準などの内容について専門的に検討するための専門委員会として「事業方式検討委員会」と「処理方式検討委員会」を設け、これら専門委員会での検討を踏まえ、平成31年4月26日に、新清掃工場（第六工場）の施設整備について提言を行いました。

この提言に基づき、令和2年度及び令和3年度には生活環境影響調査を実施し、令和5年度には新清掃工場（第六工場）建設に着手し、令和13年度の稼働に向け取り組んでいます。

表1-3 新清掃工場（第六工場）建設に向けた取り組み

年度	取り組み
平成 30 年度	○環境にやさしいごみ処理施設を考える委員会 ・事業方式検討委員会 ・処理方式検討委員会
平成 31 年度/令和元年度	○生活環境影響調査計画書作成検討委員会
令和 2 年度/令和 3 年度	○生活環境影響調査実施
令和 5 年度	○第六工場建設着工

表1-4 新清掃工場（第六工場）建設スケジュール（予定）

工程	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
契約締結		★								
計量棟工事			■	■						
第三工場解体工事										
設備・建屋上屋除染・解体				■	■					
地下部解体・杭抜き・埋戻し						■	■			
埋設廃棄物・土壌汚染対策工事										
土壌調査		■	(計量棟部)		■					
掘削・搬出			■			■	■			
第六工場建設工事										
土木・建築工事										
工場棟							■	■	■	■
外構								■		■
プラント工事									■	■
試運転										■

5. 焼却・破砕等の処理及び最終処分の動向

(1) ごみ処理の流れ

令和6年度に、施設組合に搬入されたごみは、一般ごみ、粗大ごみ、資源ごみ及び他市ごみをあわせて約189千tで、焼却処理量は第四工場、第五工場をあわせて約180千t、粗大ごみ処理施設での処理量は約5千t等で、フェニックス最終処分場での最終処分量は約27千tとなっています。

また、他市から委託を受けて処理する他市ごみとして、生駒市から約3千tを受け入れています。令和6年度におけるごみ処理の流れは図1-14に示すとおりです。

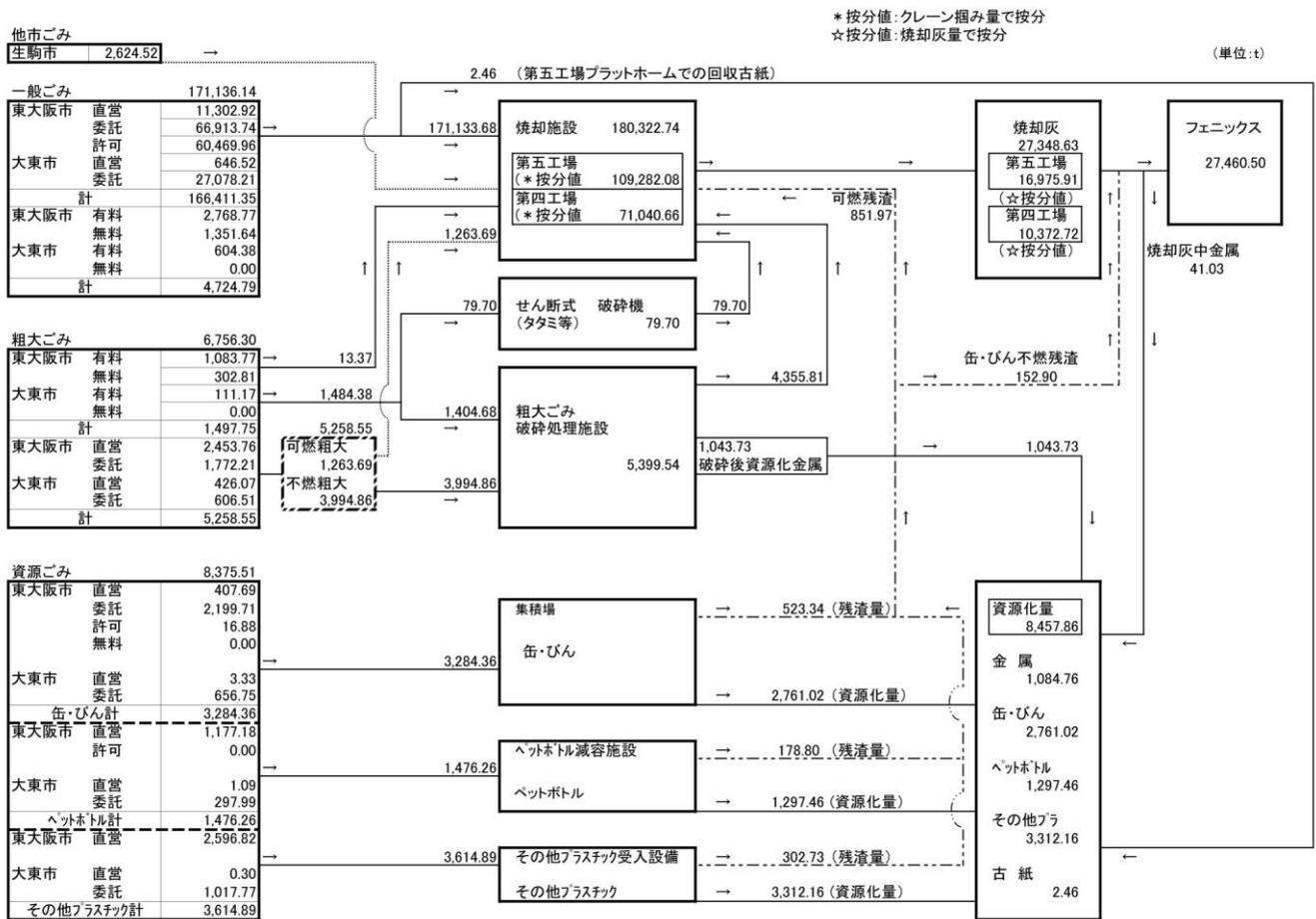


図1-14 搬入ごみの処理フロー (令和6年度実績)

(2) 焼却量の動向・焼却灰の発生状況

焼却量の推移を図1-15に示します。焼却量は、平成21年度以降、横ばいから減少傾向で推移しています。平成29年度から第三工場を廃止し、第五工場が稼働したことで焼却灰発生率が減少しています。

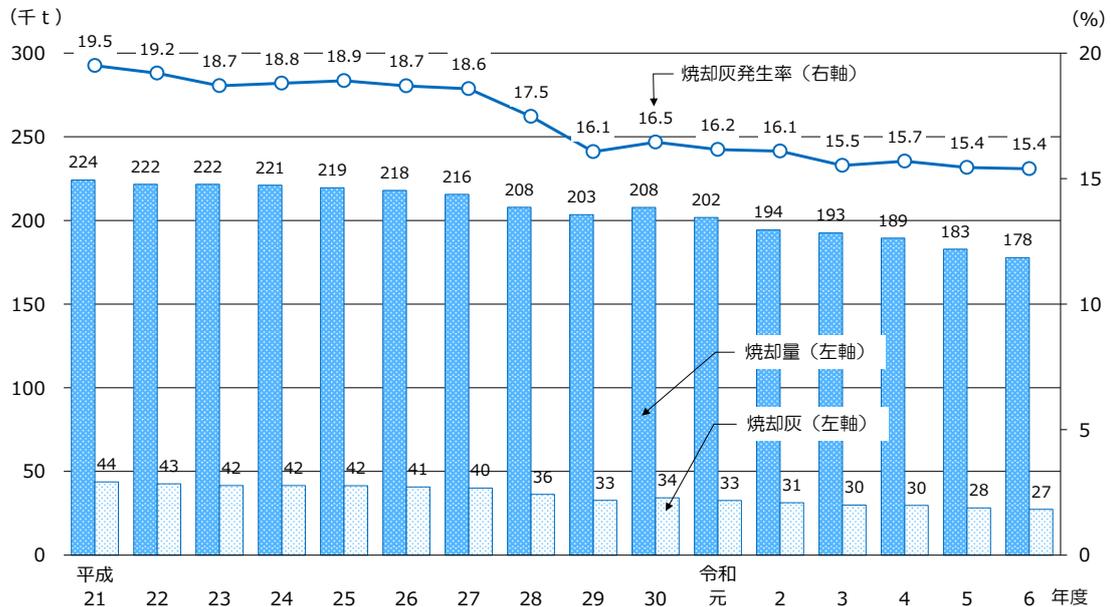


図1-15 施設組合焼却処理量の推移

(3) 搬入ごみ質の変化

両市から搬入されるごみのうち、焼却されるごみの低位発熱量、水分、乾燥したごみ中のプラスチック類割合の推移は図1-16に示すとおりです。

低位発熱量は概ね10MJ/kg～14MJ/kgで推移してきました。低位発熱量は水分の含有割合やプラスチック類の含有割合に影響を受けます。平成24年度以降、プラスチック類の含有割合が増加を続け、水分割合も低下し続けているため、低位発熱量もやや高めに推移していました。令和元年度は水分含有割合の増加と、プラスチック含有割合の減少が同時に発生したため、低位発熱量も10.9 MJ/kgに下がりましたが、令和3年度以降は、ほぼ横ばいの状況です。

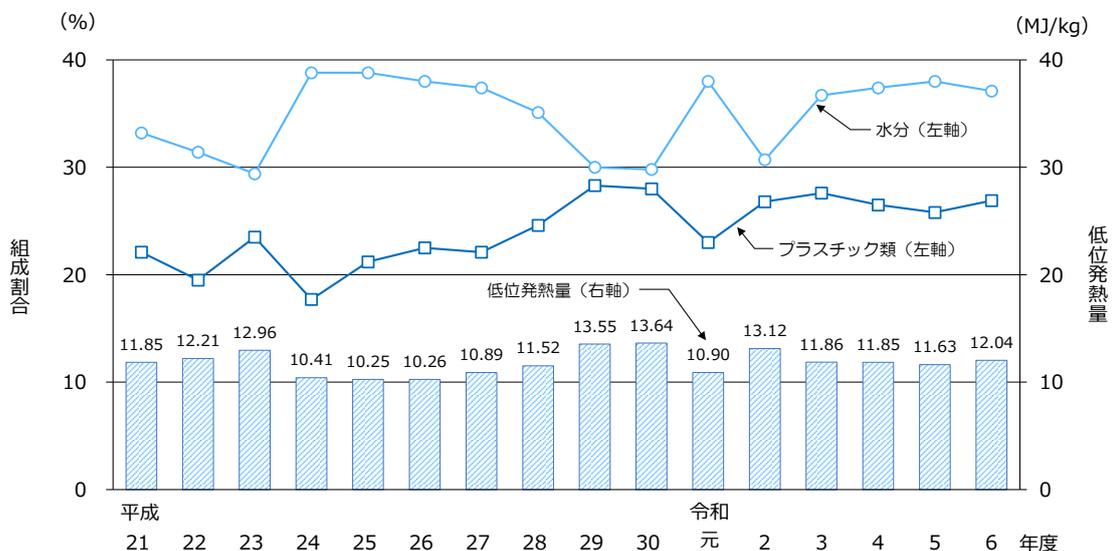


図1-16 搬入ごみ質の変化

6. ごみ処理に係る体制とごみ処理に係る経費の現状

(1) ごみ処理に係る体制

施設組合におけるごみ処理に係る体制は図1-17に示すとおりです。焼却施設は運転係5班による交代制で24時間運転しています。

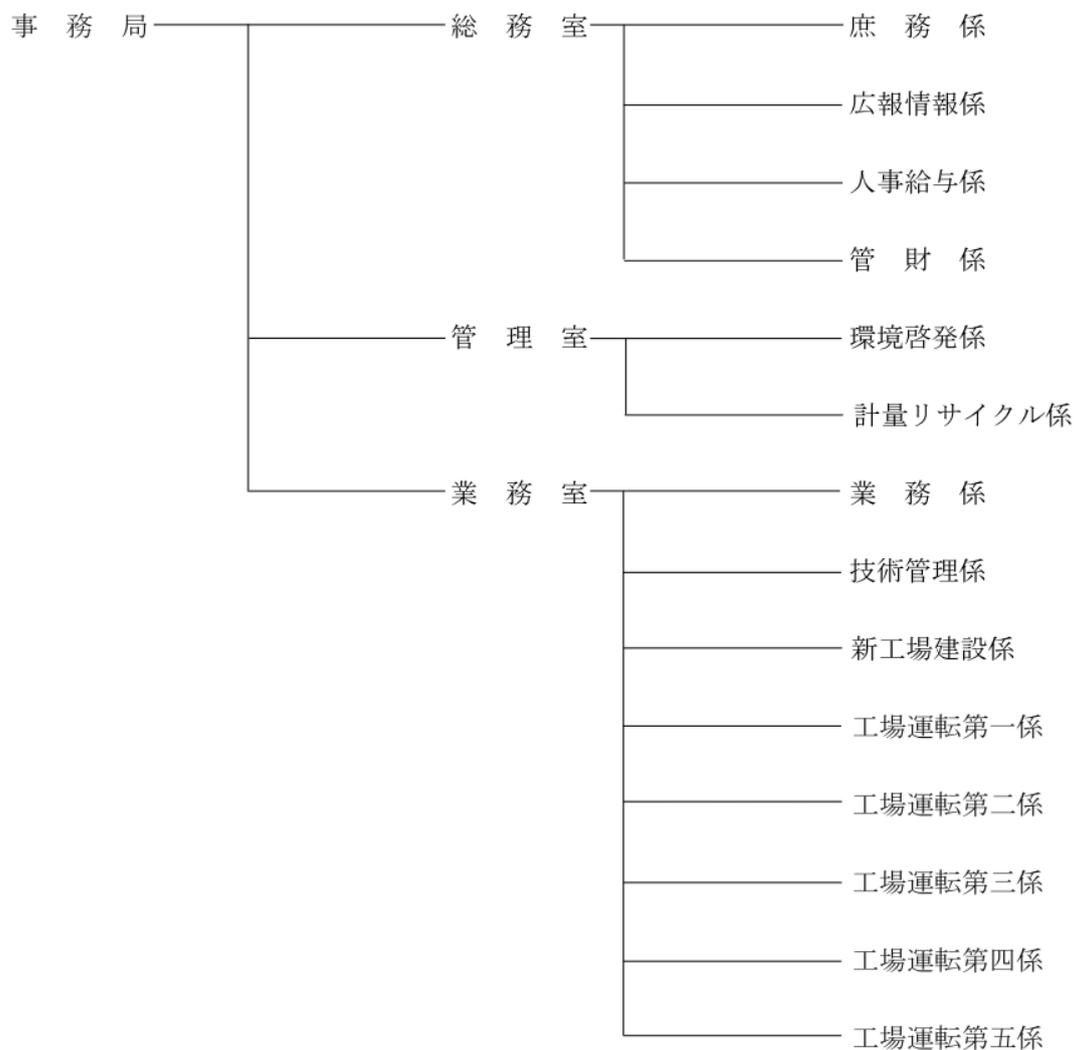


図1-17 ごみ処理に係る体制

(2) ごみ処理費用

当組合の処理経費は図1-18に示すとおりです。令和6年度実績では、ごみ処理経費に約3,860百万円、ごみ1 t当たり約20,700円を要しています。平成26年度から平成28年度にかけて、第五工場建設の影響でごみ処理経費は増加していましたが、第五工場が稼働を開始した平成29年度以降、減少に転じ、令和2年度以降は微増傾向となっています。

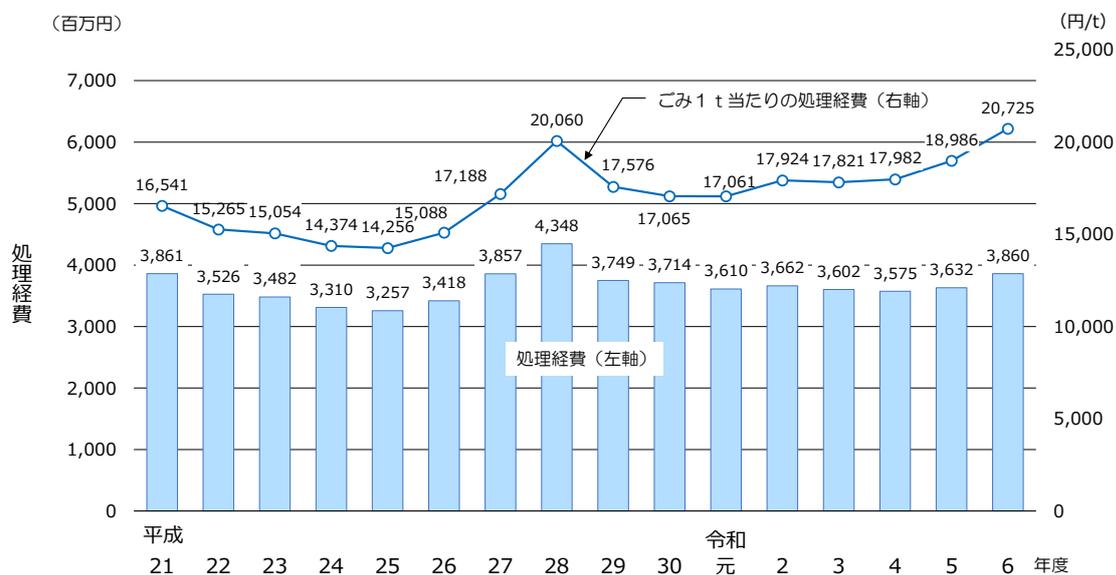


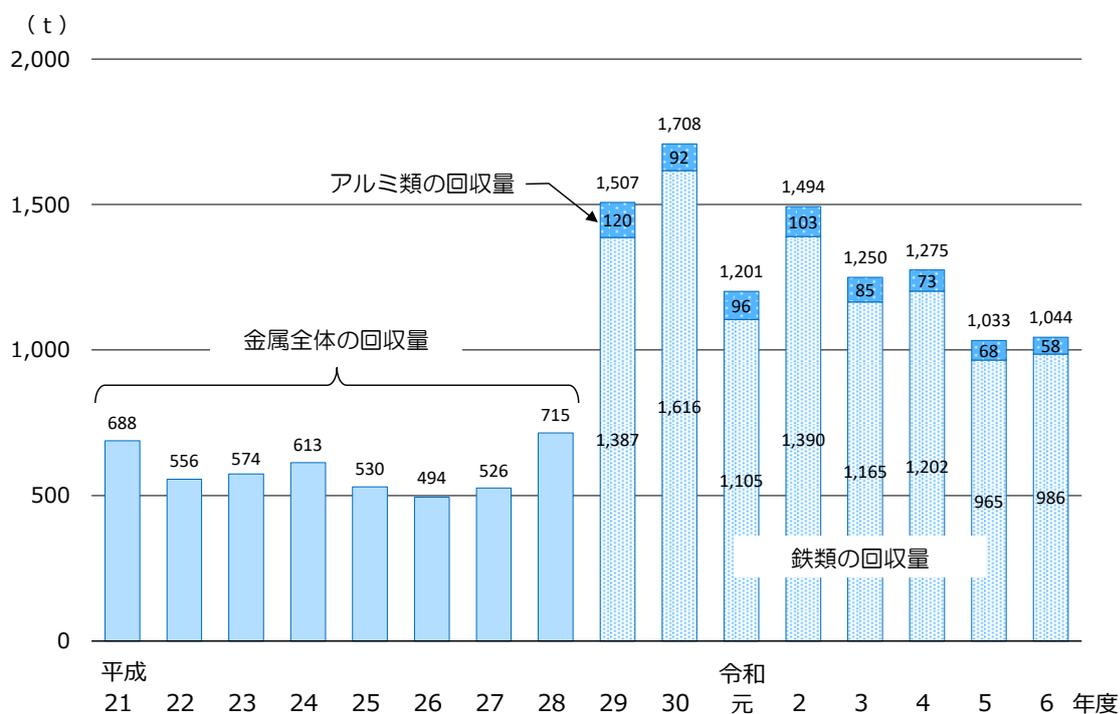
図1-18 当組合の処理経費の推移

第3節 施設組合におけるごみ減量化の取り組みの現状

1. 処理施設での資源回収

(1) 粗大ごみからの金属回収

粗大ごみは、敷地内の集積所において選別用の重機（マグネット式パワーショベル）を用い金属類を選別していましたが、平成29年度からは、第五工場内の粗大ごみ処理施設において破碎、選別を行い処理しています。磁力選別機、アルミ選別機を新たに備えたため、図1-19のとおり、金属回収量は平成30年度には1,708 t と大幅に増えました。近年はごみ排出量の減少に伴い金属回収量は減少傾向であるものの、金属資源の循環や最終処分量の減少に寄与しています。



※小数点以下の端数処理により、内訳の計と合計が一致しない場合がある

図1-19 粗大ごみからの金属回収量の推移

(2) 焼却灰からの金属回収

第四工場と第五工場の焼却灰堆積場で金属回収を行い資源化しています。焼却灰からの金属回収量は図1-20に示すとおりで、第五工場内の粗大ごみ処理施設が稼働した平成29年度以降は、粗大ごみ処理残渣に含まれる金属が減少したことから焼却灰中の金属も大幅に減少しました。令和6年度は41 tを回収、資源化しています。

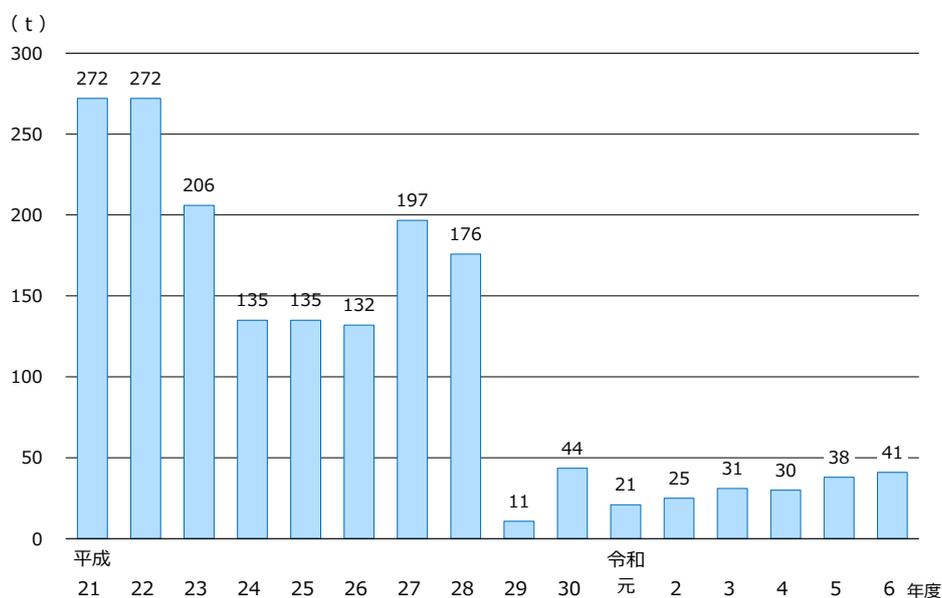


図1-20 焼却灰からの金属回収量の推移

(3) 直接搬入ごみからの古紙、古布の回収

平成16年度から、第三工場及び粗大ごみ集積場のプラットホームに持ち込まれた直接搬入ごみ※から古紙及び古布の資源回収を実施しています。現在は、第五工場プラットホームで回収を行っています。第五工場が稼働した平成29年度以降は回収量が減少し、令和6年度の回収実績は古紙、古紙併せて2 tでした。

※市民や事業者が施設組合へ自分で搬入しているごみ

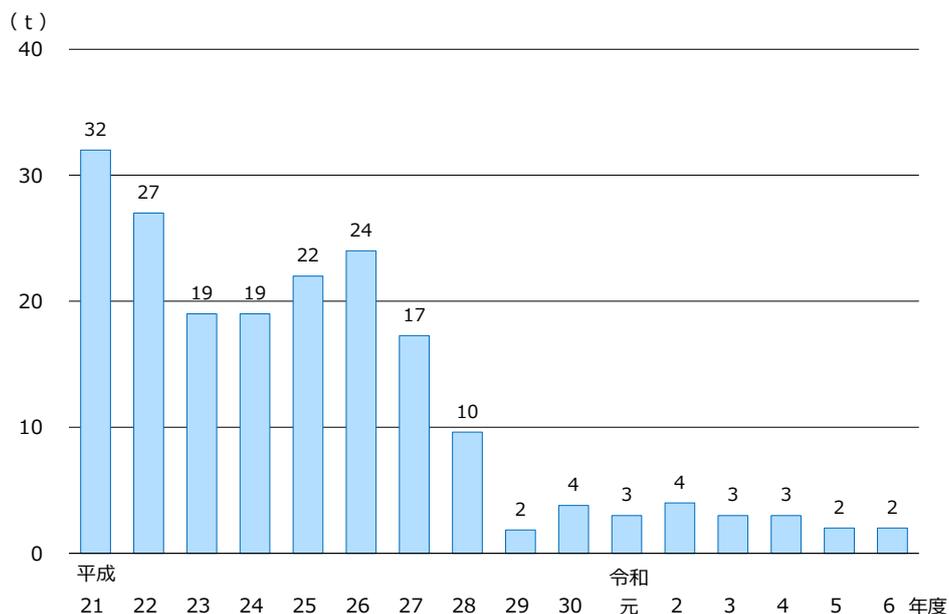


図1-21 直接搬入ごみからの資源回収量（古紙、古布）の推移

(4) 資源ごみからの資源化

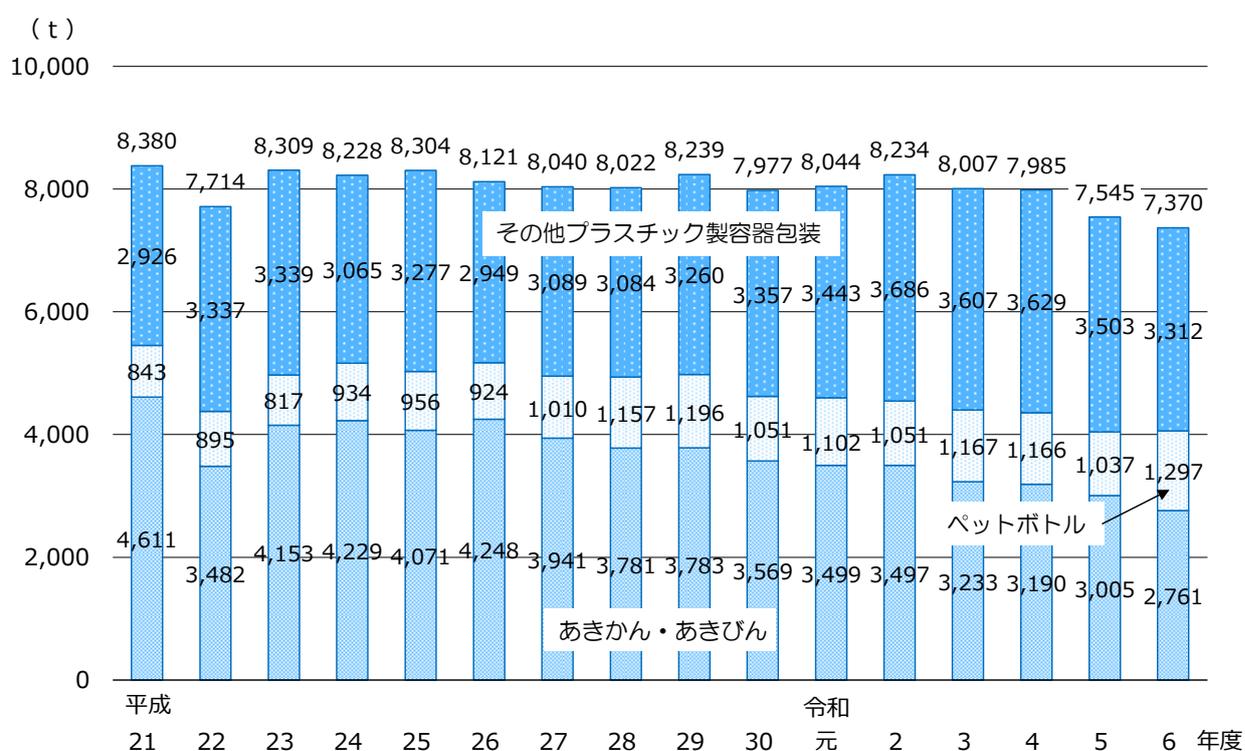
平成6年度から大東市が、平成7年度から東大阪市があきびんとあきかんを資源ごみとして収集はじめたことを受け、施設組合に資源ごみ集積場を整備しました。その後、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装と分別収集或いは拠点回収が拡大される度に、集積場や減容施設等を整備してきました。さらに、あきかん・あきびんについては、選別残渣の削減のため、平成23年8月から残渣を対象とした二次選別を実施し、選別残渣率の削減と資源化量の増加に繋がっています。

選別される資源ごみの組成については、毎月報告を行わせ、監視を強化するとともに、資源ごみ残渣の資源化においては、びんtoびん^{*}や路盤材の原料への活用など更なる資源化を進めています。

また、令和5年8月に東大阪市、大東市、施設組合の3者と、民間事業者グループとの間でペットボトルの水平リサイクルに関する協定を締結しました。

令和6年度の資源ごみからの資源化量は7,370 tでした。

^{*}廃ガラスびんからガラスびんにリサイクルする取組のこと



^{*}その他プラスチック製容器包装には、「白色トレイ」(平成23年度まで拠点回収)を含む

図1-22 資源ごみからの資源化量の推移

2. 搬入指導

市民・事業者（市関係含む）から直接施設組合へ搬入されているごみ（直接搬入ごみ）の推移は、図1-23のとおりです。

平成21年度から平成29年度にかけては平成26年度を除き概ね減少傾向でしたが、平成30年度、令和元年度の2年連続で増加し、過去10年間で最も少なかった平成29年度に比べ約1,250 t 増加しました。その後は、ほぼ横ばい傾向で、令和6年度の直接搬入ごみ量は6,222 t となっています。

両市のごみ減量対策事業の強化により、事業者のごみ減量化は進みつつありますが、搬入者が適正処理困難物とは知らずに搬入することや、樹木等を大きいまま搬入することもあります。これらを防ぐため、搬入申請者に対しては、受け入れできないことや小さくする必要があることを問い合わせ時に説明するとともに、搬入時にごみの内容を調べ、適正処理困難物を持ち帰るよう指導を行っています。また、搬入にあたっての注意事項等を記載した手引書を作成しています。特に全国的にもごみ処理施設での小型充電式電池（リチウムイオン電池等）が原因と思われる火災が多発しており、施設組合でも同様の火災が発生していることから、リチウムイオン電池の搬入防止のため搬入者への分別周知や指導を重点的に行っています。

さらにプラットフォームにおいて、ごみの内容物検査を行い、適正処理困難物の搬入を防止するように努めています。

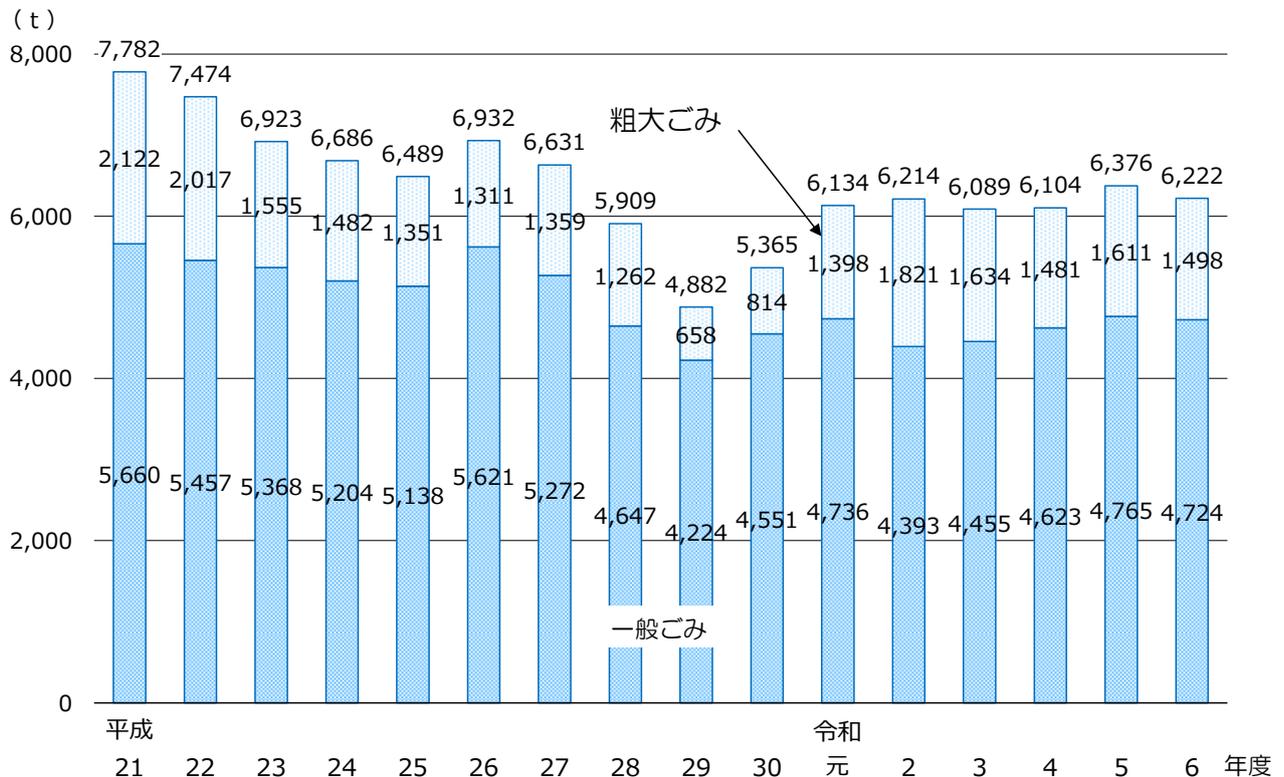


図1-23 直接搬入ごみ量の推移

3. 処理手数料の改正

ごみ処理費用の適正負担を実現するため処理手数料を適宜改正していますが、平成6年度の改定以降は見直しを行っていません。図1-24には処理料金の改定と有料直接搬入量の関係を示しました。平成8年度以降、平成15年度までは有料直接搬入量は増加傾向にあり、その後は減少傾向にありましたが、平成30年度から再び増加に転じ、近年は横ばいで推移しています。

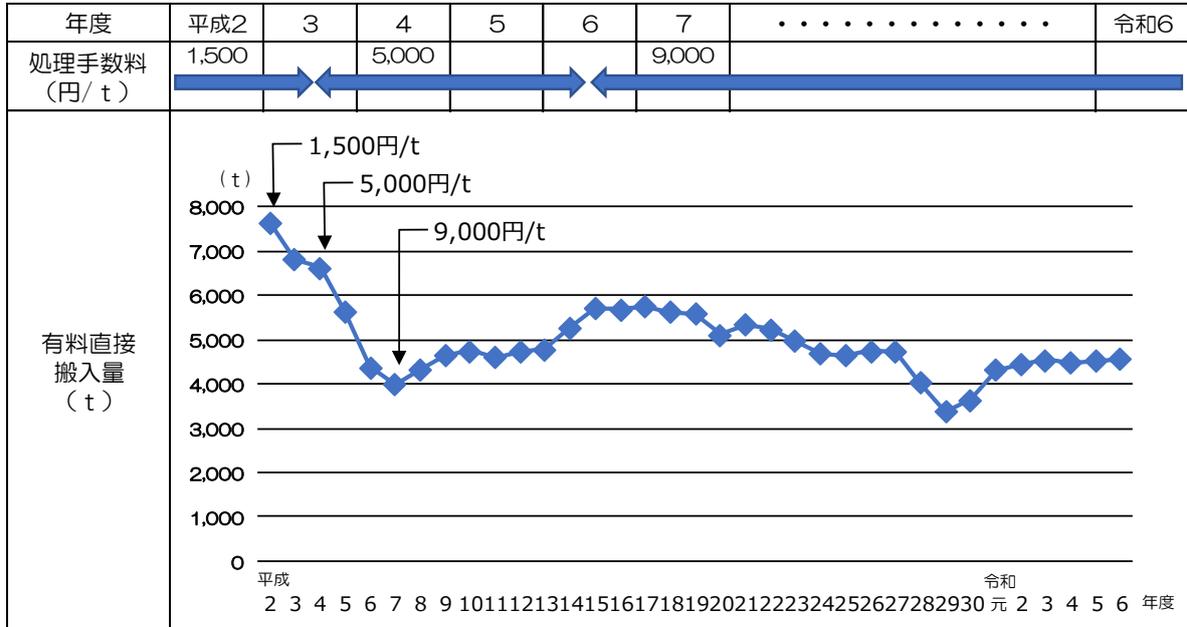


図1-24 処理手数料の改正と有料直接搬入量の推移

4. 搬入物による火災・爆発等事故の発生

収集で出されたごみや持込をされたごみが適切に分別されていないと、火災や爆発事故の原因となります。施設組合では、ライター、スプレー缶、カセットボンベ、暖房器具の残油、小型充電式電池（リチウムイオン電池等）等が原因と推測される粗大ごみピットでの火災が発生しており、消防の出動要請に至ったものが令和元年度に2件、令和2年度に2件、令和7年度にも1件ありました。

他都市では、火災や爆発により処理施設が破損し、長期間にわたり稼働できなくなる事例も発生しています。

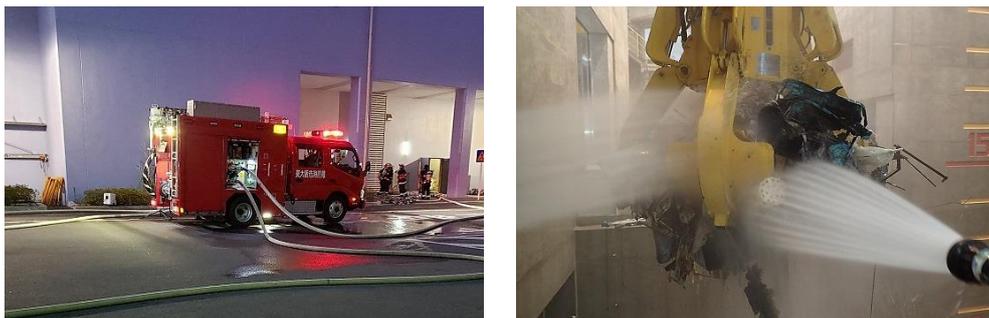


図1-25 搬入物による火災発生時の消火活動（施設組合）

5. 啓発活動

(1) 施設見学

1) 施設見学者の受け入れ

清掃工場の見学を通じてごみ減量化等の啓発を行っており、見学者には施設組合職員が説明・案内を行っています。

見学者に対しては、ごみの出し方をはじめ、ごみを減らすこと、すなわち、「ごみになるものを買わない」「大切に使う・食べ残しをしない」「再利用する」「修理をする」「分別する」ことが環境の悪化を防ぐことにつながることを、質疑応答を交えて、分かりやすく説明しています。

また、「もったいない」の意識を身につけてもらうため、DVD等の教材を用いた環境関連の啓発も行っています。

さらに、実際に施設を見学してごみ処理の実態を見てもらうことにより、ごみを減らす必要があることを理解してもらえるように説明し、清掃行政への協力を呼びかけています。案内設備についても充実を図り、身体障害者も見学できるように配慮しています。

第五工場の見学者通路の空きスペースを活用した展示の追加等、継続的に改善を行っています。

表1-5 施設見学 案内設備や資料

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 映写設備② 模 型 (第四工場、第五工場)③ モニタによる音声と映像での見学箇所の説明 (第五工場)④ 各種展示物⑤ 設備紹介パネル⑥ パンフレット (見学のしおり、第四工場・第五工場パンフレット、施設概要、小学生向けパンフレット、ごみのQ&A)⑦ 施設紹介DVD (第四工場15分、第五工場18分) |
|--|

2) 清掃工場の見学会等の開催

環境美化・ごみ減量化・リサイクルを目的として施設の一般開放を行っています。また、清掃事業に対する市民の協力を得るために工場見学会を年1回開催していましたが、平成21年度以降は第五工場の整備工事や新型コロナウイルスの影響を受け実施していない状況です。今後の再開の目途については、新清掃工場(第六工場)や老朽化した第四工場解体等の整備計画に基づいて検討していきます。

3) 施設見学者数

平成21年度までは、東大阪市と大東市、両市の小学校4年生の9割以上が社会科見学等で当施設を訪れていたこともあり、見学者の9割以上が学校関係となっていました。

第五工場の工事期間中である平成23年度から平成28年度の間、見学者の安全に配慮し、日曜見学会や小学校見学の受付を取りやめたことが影響し、第五工場竣工後以降、特に学校関係の見学件数・人数が以前の半分以上となっていました。令和4年度に2,525人に増え、その後も増加しています。なお、令和2年度の施設見学者数の落ち込みは、新型コロナウイルス感染症流行の影響によるものです。

表1-6 施設見学者数の推移

年度	官庁関係		市広報関係		学校関係		その他		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
H21	5	160	4	69	130	6,730	1	333	140	7,292
22	3	39	2	80	130	5,989	5	31	140	6,139
23※	0	0	4	57	2	13	6	61	12	131
24※	3	37	3	103	0	0	3	34	9	174
25※	2	26	5	105	1	1	4	34	12	166
26※	2	23	6	128	3	19	1	4	12	174
27※	8	67	0	0	2	30	3	14	13	111
28※	9	74	0	0	2	8	2	5	13	87
29	11	164	10	444	45	2,067	29	311	95	2,986
30	13	112	1	30	69	2,699	16	215	99	3,056
R元	18	154	4	57	73	2,605	10	127	105	2,943
2	0	0	0	0	11	410	3	10	14	420
3	1	2	1	22	39	1,190	4	36	45	1,250
4	8	41	0	0	36	2,525	7	60	51	2,626
5	7	49	0	0	38	2,827	12	96	57	2,972
6	8	34	0	0	42	2,999	8	76	58	3,109

※新清掃工場の建設等にとまない、日曜見学会の開催及び小学校見学に対する受付を行わなかった

(2) ホームページ・SNS

市民への施設組合の事業に関する広報及びごみの減量等の啓発を目的とし、平成17年3月にホームページを開設しました。これには、施設の紹介、ごみの搬入量、ごみの受け入れに関する案内のほか、小学生も楽しめる施設の案内（「絵で見る工場見学」）等を掲載してきました。

令和5年4月からは、組合公式SNSの運用を開始しました。工場内の情報発信ツールとして活用するとともに、市民の皆さまと東大阪都市清掃施設組合のコミュニケーションの促進を図ります。

6. 災害時の帰宅困難者に対する一時的な支援

南海トラフ巨大地震等の災害発生時に、帰宅困難者が一時滞在できるよう、第五工場には、保存食や毛布の備蓄を行うとともに、マンホールトイレやかまどベンチ、非常用浄水装置などを整備しています。

① 防災用備品倉庫
防災用備品倉庫に防災用品と非常食料を備蓄します。

② 非常用電源
非常用発電機(最大出力1,200kW)と太陽光発電(最大出力20kW)により、独立した電源を確保し、災害時の廃棄物の受け入れや、一時避難場所などへの電源供給が行えます。




非常用発電機
太陽光発電



③ マンホールトイレ
災害時に、組立式災害用便器を設置できます。



④ かまどベンチ
災害時に炊出しが行えます。



⑤ 非常用浄水装置
本施設の雨水槽から飲料水などの供給を行います。(1,500ℓ/日以上)



図1-26 第五工場の防災機能

7. 庁内古紙等の回収

施設組合の庁内で発生する古紙等(段ボール、新聞紙、コピー用紙、印刷物)を回収し、施設組合も排出事業者として減量に努めています。

第4節 ごみ処理基本計画策定における基本的課題

1. 東大阪都市清掃施設組合一般廃棄物処理基本計画（第6期）の進捗状況

（1）焼却処理量・破碎処理量・最終処分量の計画値と実績値の比較

焼却処理量、破碎処理量、最終処分量の計画値と実績の比較を図1-27に示します。焼却処理量の令和6年度実績は約185千tで、令和6年度の計画値約178千tよりも、約7千t少なくなっていました。

なお、基準年度である令和元年度の焼却処理量は約201.8千tでした。ここで令和6年度の焼却量の削減量について見ると、計画では約17千t減であったのに対して実績は約24千t減で、目標を達成しています。

最終処分量については、令和6年度実績は約27.5千tであり、令和6年度の計画値約30.2千tより約2.7千t程度少なくなっています。

破碎処理量については、令和6年度実績は約5.5千tであり、令和6年度の計画値約5.8千tより約0.3千t程度少なくなっています。

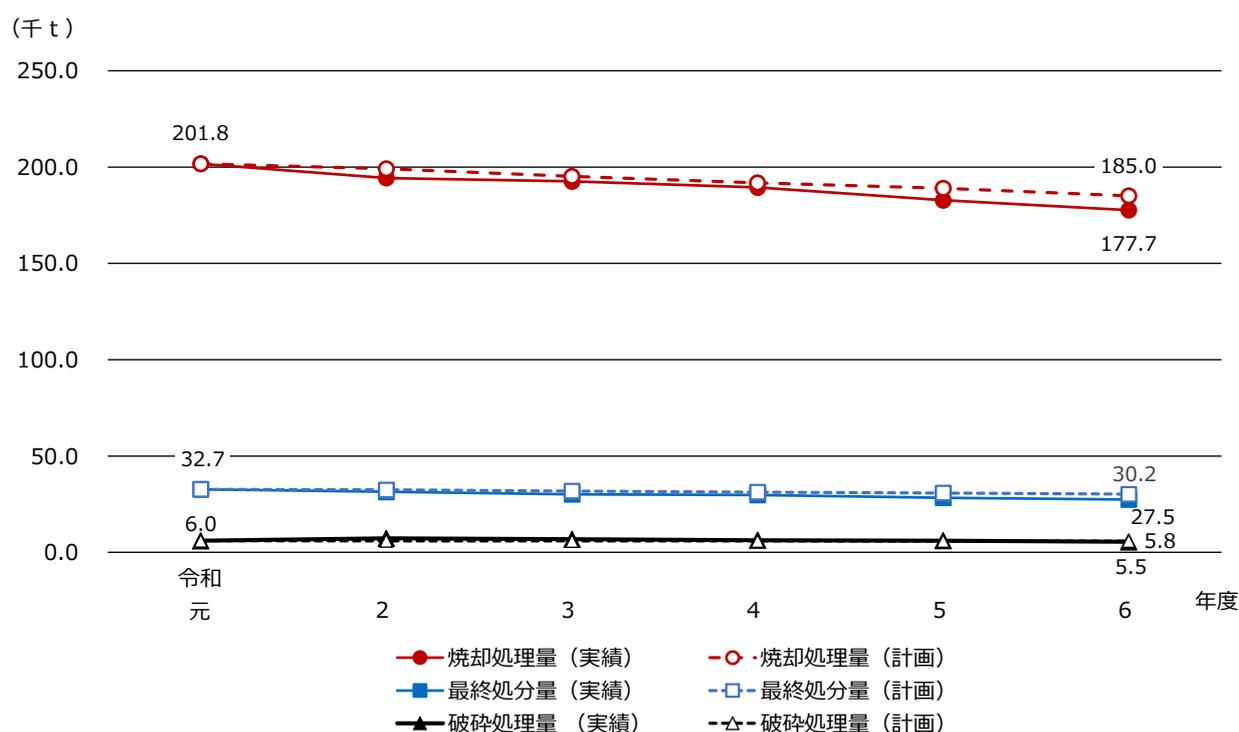


図1-27 焼却処理量・破碎処理量・最終処分量の計画値と実績値の比較

（2）基本施策の進捗状況

第6期の計画に掲げた基本施策は、啓発活動・環境教育の充実、第五工場建設の稼働、現有施設の適正管理など、概ね計画に掲げた基本施策を実施しました。

2. 施設組合における基本的な課題

以下に施設組合の基本的課題を整理しました。

I. 啓発活動・環境教育の充実

施設組合では、これまで、両市の啓発活動等に協力してきました。引き続き、施設見学等を通じ、市民や事業者がごみ減量化・リサイクルの必要性、地球温暖化などの社会的な課題を認識できるような啓発活動を強化することが必要です。

今後整備予定の新清掃工場（第六工場）については、既設の第五工場での環境教育プログラムと連携をはかり、3Rや適正処理に関する知識を身につけてもらえるような工夫を凝らした展示内容とすることを検討しています。

II. 搬入されるごみの減量化・資源化・適正化

II-1 搬入ごみの適正化とそれによる減量

両市のごみ減量事業に加え、施設組合でも搬入されるごみの減量化が必要です。事業者の排出者責任を明確にする観点から家庭ごみへの事業所ごみの混入防止、産業廃棄物や適正処理困難物等の搬入防止のため、搬入者に対してわかりやすいPR活動の充実や、監視体制の充実を図り、両市による排出者指導を支援する必要があります。

II-2 搬入ごみの分別・資源化

両市とも一般ごみへの資源化可能物の混入がまだまだ多い状況です。排出段階での分別の重要性についてPRを行う必要があります。

プラットホームで実施している古紙等の選別回収など、分別・資源化の推進方策について引き続き検討する必要があります。

II-3 資源残渣の減量化

搬入された缶・びん、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装は、それぞれの選別工程で収集袋、ラベル、異物等が除去され、残渣が発生しています。これについては、両市と協力して市民の排出マナーを徹底するなどにより、引き続き残渣量削減に努める必要があります。また、これらの資源物については、民間の資源化施設へ処理を委託した後の処理実態を毎年定期的に監視し、適正な資源化に取り組まれているかを把握、確認することも重要です。

III. ごみ処理手数料負担の適正化

施設組合のごみ処理手数料は平成6年度の改正以来、現行9,000円/ t (90円/10kg)です。一方、実際のごみ処理経費は令和6年度で20,725円と約12,000円の開きがあります。ごみ処理手数料について、引き続き府内の状況などを鑑みて両市と協議し、周辺地域とのごみ処理手数料の均衡化を図る必要があります。

IV.搬入物による火災・爆発等の事故防止、影響低減

小型充電式電池（リチウムイオン電池等）、ライター、スプレー缶、カセットボンベ、暖房器具の残油等が原因となる火災・爆発等の事故防止のために、両市と連携し、排出時の混入防止等のPR、搬入時の監視体制の強化を図り、事故発生による処理施設の破損等、影響を小さくするため、火災検知や消火設備の整備、維持管理を行う必要があります。

V.ごみ処理体制の整備

V-1 施設整備の推進

新清掃工場（第六工場）については、令和2年度及び3年度に生活環境影響調査を実施し、令和5年度から建設工事を着工し、現在は旧第三工場の解体作業を進めています。今後、令和13年度の稼働に向けて、施設整備を計画的に推進します。

V-2 プラスチック等の新たな分別区分への対応の具体化

国の製品プラスチック・容器包装プラスチックの一括回収方針など、市民・事業者への新たな分別排出の要請や新たな処理施設の設置、さらに、維持管理に係る体制が必要となる可能性があります。また、プラスチック使用製品廃棄物の再商品化へ向けた取り組みとして、将来、プラスチック使用製品廃棄物の再商品化が実施できるよう、受入設備設置に関する検討を推進します。

上記内容を実現するため、両市を含めた三者で十分調整を図り、施設組合としての処理体制充実の方向性を検討、具体化していく必要があります。

VI.最終処分量の削減

最終処分場の安定的な確保は重要な課題ですが、大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立処分場（フェニックス処分場）の残余埋立期間は、参加自治体のごみ減量等の取り組みへの努力により、令和14年度まで延長されています。それ以降の埋立処分場を新たに確保する方向で準備が進められてきましたが、建築費高騰により、現行の処分場をさらに活用する方向で検討が進められています。いずれにしても、フェニックス処分場をできる限り長く使用できるよう最終処分量の削減を目指す必要があります。

VII.効果的な施設運営・人材育成・技術継承

施設の安定稼働や効率的で効果的な運営を行うには、施設組合職員の技術研鑽が不可欠です。施設の高度化や受け入れ廃棄物の変化などに対応できるよう職員がこれまで培ってきた技術やノウハウをより向上させ、また次の世代に継承していくことが必要です。

VIII.危機管理・BCP・災害廃棄物対応

平時のごみだけでなく、災害時に発生する多量の災害廃棄物にも対応できるよう体制を整える必要があります。業務継続計画（BCP）（令和元年2月策定）や災害廃棄物処理計画（令和3年3

月策定)に基づき、災害に備え、災害廃棄物が処理できるよう処理能力の余力を確保し、あわせて、両市ならびに関連団体や事業者との災害時の連携方法についての協議を進め、実効性を確保していく必要があります。

第2章 「みんなですすめる循環型都市」の実現を目指して

第1節 計画策定にあたっての基本姿勢

資源の有限性の認識に基づき、地球環境を保全するとともに、豊かな自然環境を次世代へ継承するため、今日の使い捨て社会を見直し、省資源の観点を取り入れた本来の意味での資源循環型社会の形成を目指すべく、多くの市民を具体的な行動に巻き込んでいく必要があります。

この社会経済の仕組みづくりには、人間の英知の結集が必要であり、さらに、上から与えられるものではなく、ごみの発生から廃棄までの流れは市民・事業者・行政のすべてに関わりのあることを認識し、三者の話し合いを通じて、お互いの役割を明確にし、各々が自分の責任を自覚して活動する必要があります。また、三者協働による取り組みを展開し、共同作業の中から理解を深め、支え・補い合うことが不可欠です。

すなわち、事業者はごみになった後のことまで考えた製品づくり・ごみを増やす可能性のある容器・包装材の減量や廃止、市民は物を大切に消費行動・資源を分けて出す行動、行政は資源をごみとしない処理システムへの転換・リサイクル活動への支援などの行動を実践していく必要があります。

これらの各主体の役割の実践と三者協働の取り組みによって初めて、相互理解が高まり、より高度な協働体制が整い、資源循環型社会の形成に向けて歩みが進められていくことができるようになります。

国が令和6年に策定した「第六次環境基本計画」や、「第五次循環型社会形成推進基本計画」においても、「持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進する」という方向性を打ち出しており、各主体が連携しながら資源循環に取り組んでいくことが求められています。

以上の基本姿勢でごみ処理基本計画を策定しますが、ごみの減量化及び適正処理の推進に対して、施設組合と両市は各々の役割を分担することとし、施設組合は主に循環型都市を支える施設の計画的整備と施設運営を担うものとします。

第2節 基本理念

両市のごみ処理基本計画の考え方を踏まえ、基本理念を次のとおり定めました。

基本理念

みんなですすめる循環型都市の実現を目指す

両市との有機的連携を強化し、施設組合と両市の三者が力をあわせて『みんなですすめる資源循環型都市』の実現を目指していきます。

<参考>

〔東大阪市の基本理念〕

みんなで取り組み 次世代につなぐ 循環型都市 ひがしおおさか

〔大東市の基本理念〕

一人ひとりの行動と市民・事業者・行政の協働で築くもっと循環型都市 だいとう

第3節 基本方向

基本方向は以下のとおりに定めました。

基本方向

環境に配慮したごみ処理の更なる推進

－循環型都市を支えるごみの適正処理と資源化の推進－

発生抑制への誘導、市民・事業者・行政の三者が連携した資源循環の仕組みづくり、行政が主体となった資源循環の推進及び排出者責任の確立に両市が努めても、やむなくごみとなって排出されてきたものに対して、施設組合では、両市との連携を強化し、また、ごみ搬入量の動向及びごみ処理・リサイクル技術の将来動向を見極めつつ、長期的な視点にたち計画的に焼却施設、破砕施設、資源化施設等の中間処理施設の整備を進め、再生利用と適正処理を推進していきます。

第3章 計画の基本フレーム

以下では、両市のごみ処理基本計画において設定されたごみ発生量の将来予測、減量目標値、計画収集量及び要焼却処理量等の施設整備に関わる将来のフレームを整理しました。

第1節 将来人口

東大阪市及び大東市の人口は、令和6年度で約60.5万人です。

令和17年度の予測人口は、東大阪市で47.8万人、大東市で10.5万人、両市をあわせると58.3万人となります。これは、令和6年度と比べた場合、概ね10年間で約2万人の人口減が見込まれるとして、計画の基本フレームを算定しています。

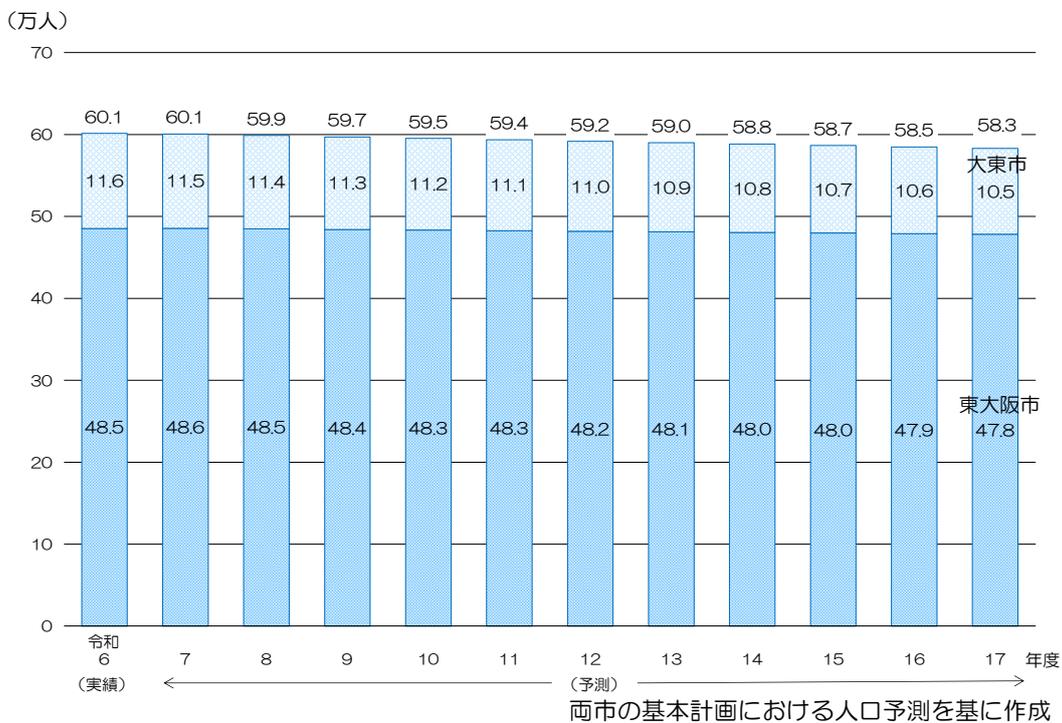


図3-1 将来人口

第2節 ごみ発生量の将来予測

1. 発生量の予測方法

特に新たなごみ減量施策を実施せず、これまでの傾向でごみ発生量が推移した場合の発生量の予測方法について以下に整理しています。

東大阪市は、家庭系ごみ、事業系ごみとも、令和6年度の1人1日当たりの発生量に将来人口と年間の日数を乗じて将来のごみ発生量としました。なお、ごみ発生量は、ごみ排出量(市の収集量)に、集団回収量、特定事業者の再生利用量など、ごみとなる前の再生利用量を加えてごみ発生量としました。

大東市については、家庭系ごみ、事業系ごみとも、1人1日当たりの排出量を予測し、この値に、

集団回収量、特定事業者の再生利用量を加え、将来のごみ発生量としています。1人1日当たりの排出量の予測方法はごみの種類によってトレンド推計等で設定しています。

[発生量予測のごみ区分]

■東大阪市

○家庭系ごみ

家庭ごみ

粗大ごみ：もえない小物、大型ごみ

資源ごみ：あきかん・あきびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装等

拠点回収：ペットボトル、水銀使用製品、小型家電、小型充電式電池、古紙類・古布

その他：集団回収、小型家電（宅配便回収）、自家処理（コンポスト等）等

○事業系ごみ

一般ごみ、粗大ごみ、公共系ごみ、剪定枝、一般廃棄物減量計画書に基づく

資源化されている古紙類等 等

■大東市

○家庭系ごみ

一般ごみ

粗大ごみ：粗大ごみ（燃える粗大、燃えない粗大）、燃えない小物

資源ごみ：空き缶・空きびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装等

拠点回収：ペットボトル、小型家電、水銀使用廃製品、紙パック

その他：集団回収、樹木・剪定枝 等

○事業系ごみ

一般ごみ、粗大ごみ、公共系ごみ、一般廃棄物減量計画書に基づく資源化されている古紙等（市庁舎を含む）

2. このままで推移した場合のごみ発生量の将来予測

このままで推移した場合（生活様式や経済情勢が現在の傾向で推移し、また、新たな減量施策を実施しない場合）のごみ発生量（両市が収集するごみだけでなく、集団回収、事業所資源化等民間自主的資源化を含む）の予測結果は図3-2に示すとおりです。

令和6年度で両市をあわせた家庭系ごみが約121千t、事業系ごみ（公共系ごみを含む）が約84千t、合計約205千tでした。令和17年度には、人口減や発生抑制、資源物の分別の取り組みの浸透等により、家庭系ごみが約118千t、事業系ごみ（公共系ごみを含む）が約83千t、合計約200千tとなり、約5千t減少すると予測しました。

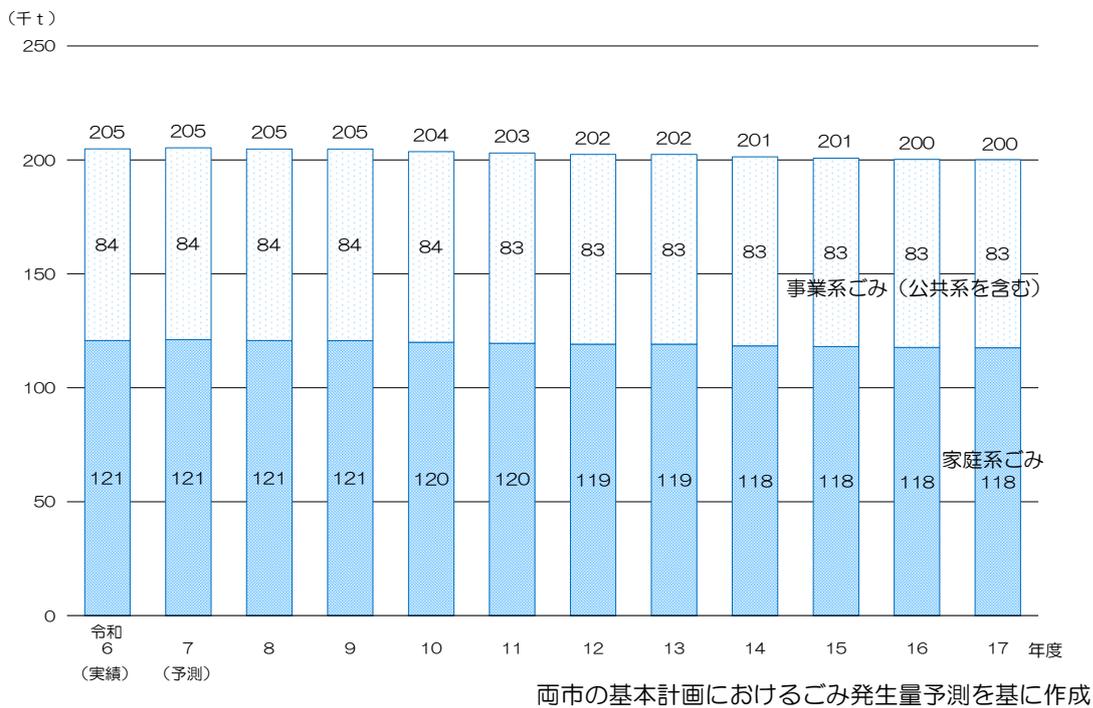


図3-2 このままで推移した場合のごみ発生量の将来予測

第3節 ごみ減量目標値と計画処理量の設定

1. 減量目標値

減量目標値は両市の今後実施する減量施策に基づき、両市のごみ処理基本計画の中で設定されています。最初に、減量目標設定について整理しました。

(1) 東大阪市

東大阪市では、焼却処理量の削減、資源化率の向上、最終処分量の削減を基本目標とし、家庭系1人1日あたりの排出量、事業系ごみの総排出量、家庭系の食品ロス発生量の削減を個別目標に定め、減量施策の展開を目指しています。

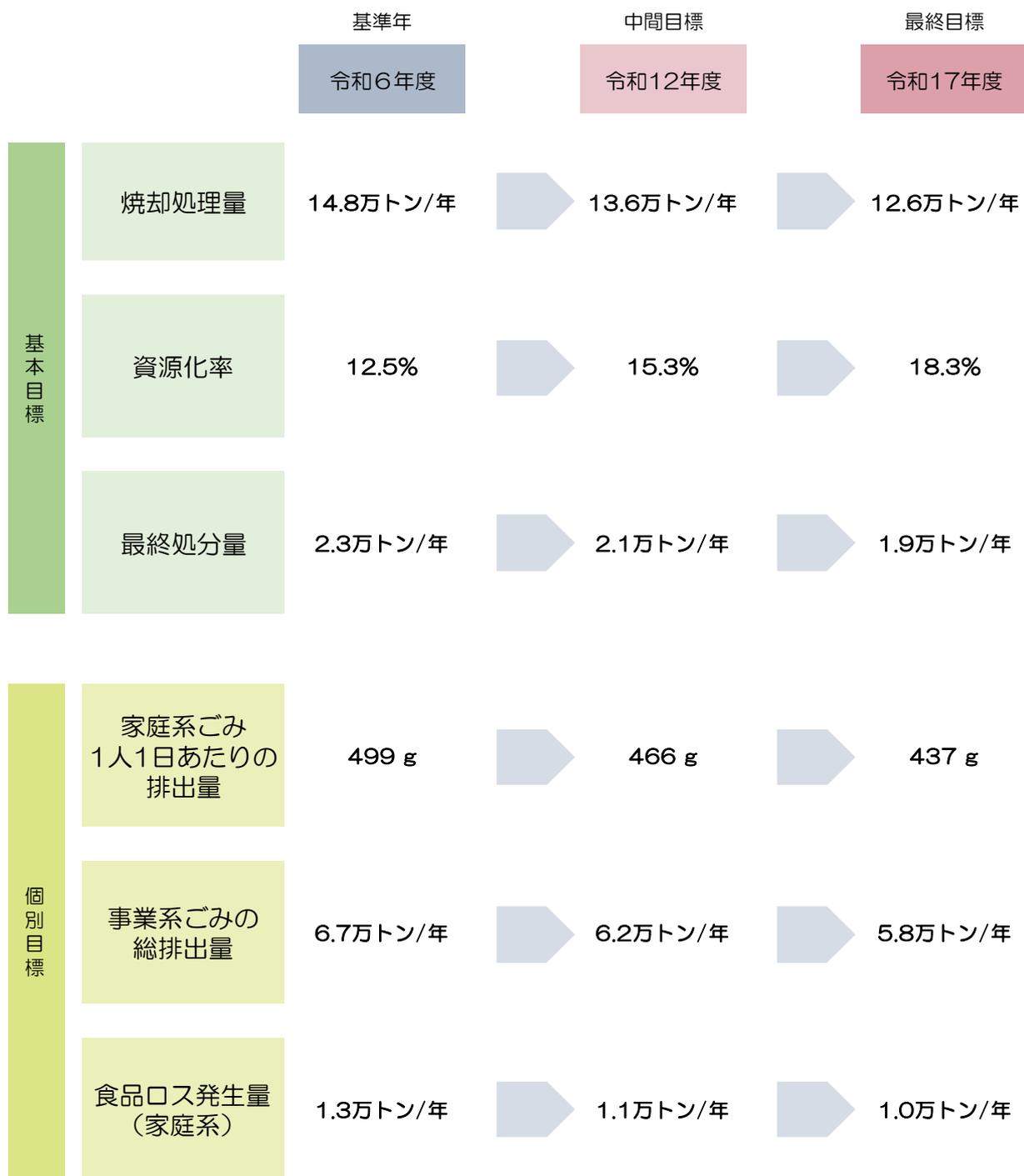


図 3-3 東大阪市におけるごみ減量にかかる目標

(2) 大東市

大東市では、1人あたりの家庭系ごみ排出量、1人1日あたりの焼却処理量、最終処分量を目標に定め、家庭から排出される食品ロス量、一般ごみ中の1人1日あたりの資源化可能量を参考指標とし、減量施策の展開を目指しています。

表3-1 大東市の数値目標

項 目		令和6年度 (実績)	令和12年度 (中間年度)	令和17年度 (最終目標年度)
目標	①1人1日あたりの家庭系ごみ排出量(資源ごみ除く)	479 g/人日	449 g/人日	419 g/人日
	②1人1日あたりの焼却処理量	698 g/人日	677 g/人日	648 g/人日
	③最終処分量	4,500 t/年	4,209 t/年	3,844 t/年
参考指標	④家庭から排出される食品ロス量	60 g		48 g
	⑤一般ごみ中の1人1日あたりの資源化可能量	183 g/人日		143 g/人日

2. 計画収集量

発生量、計画収集量、可燃ごみ系(家庭系と事業系の一般ごみ)計画収集量のフレームを図3-4に示しました。

両市の発生抑制やごみとなる前の再生利用の取り組みが推進され、これに人口減少によるごみの自然減が加わり、計画収集量は、令和6年度の約186千tから令和17年度には約161千tへと減少させることを目指します。また、可燃系ごみの収集量は、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装、古紙・古布類等の分別収集の全市実施により、令和6年度の約171千tから令和17年度には約144千tへと削減できると予測しました。

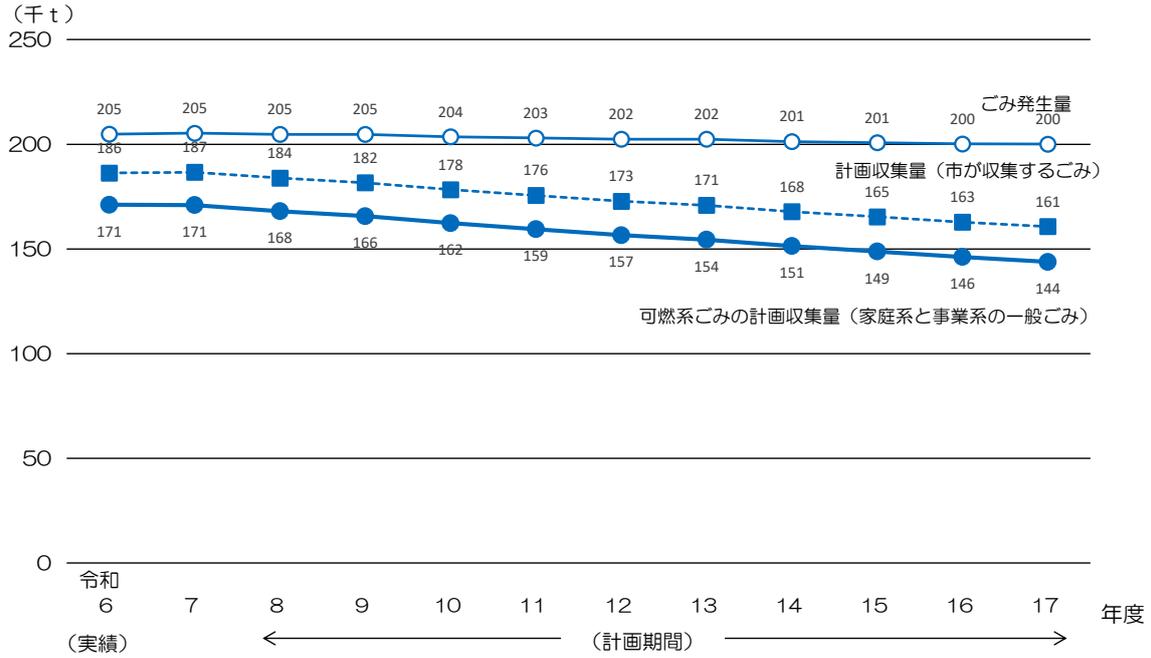


図3-4 計画収集量の予測

3. 計画処理量・処分量

焼却処理量、破碎処理量、最終処分量の推移予測は図3-5に示すとおりです。令和17年度の焼却処理量は、可燃系ごみの収集量に可燃系の破碎残渣等が加わり、約151千tです。

なお、最終処分量については、焼却処理量の減少に連動して、令和6年度の約27千tから令和17年には約23千tまで削減される予定です。

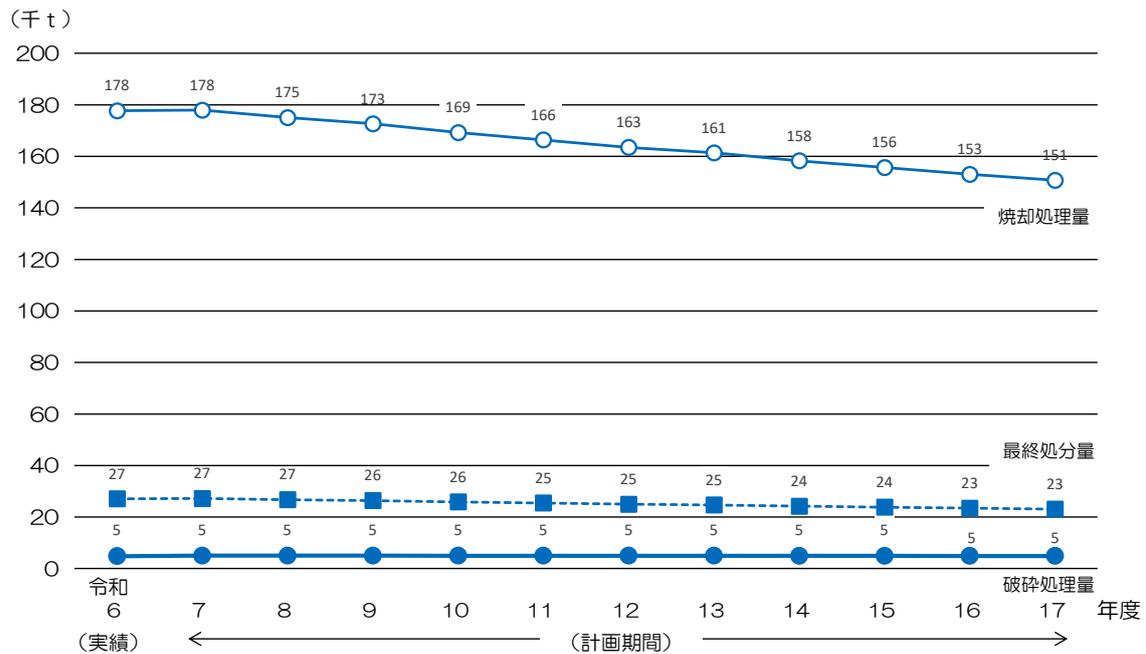


図3-5 焼却処理量・破碎処理量・最終処分量の予測

4. ごみ処理の流れ

基準年度である令和6年度と、目標年度である令和17年度におけるごみ処理の流れは、図3-6に示すとおりです。

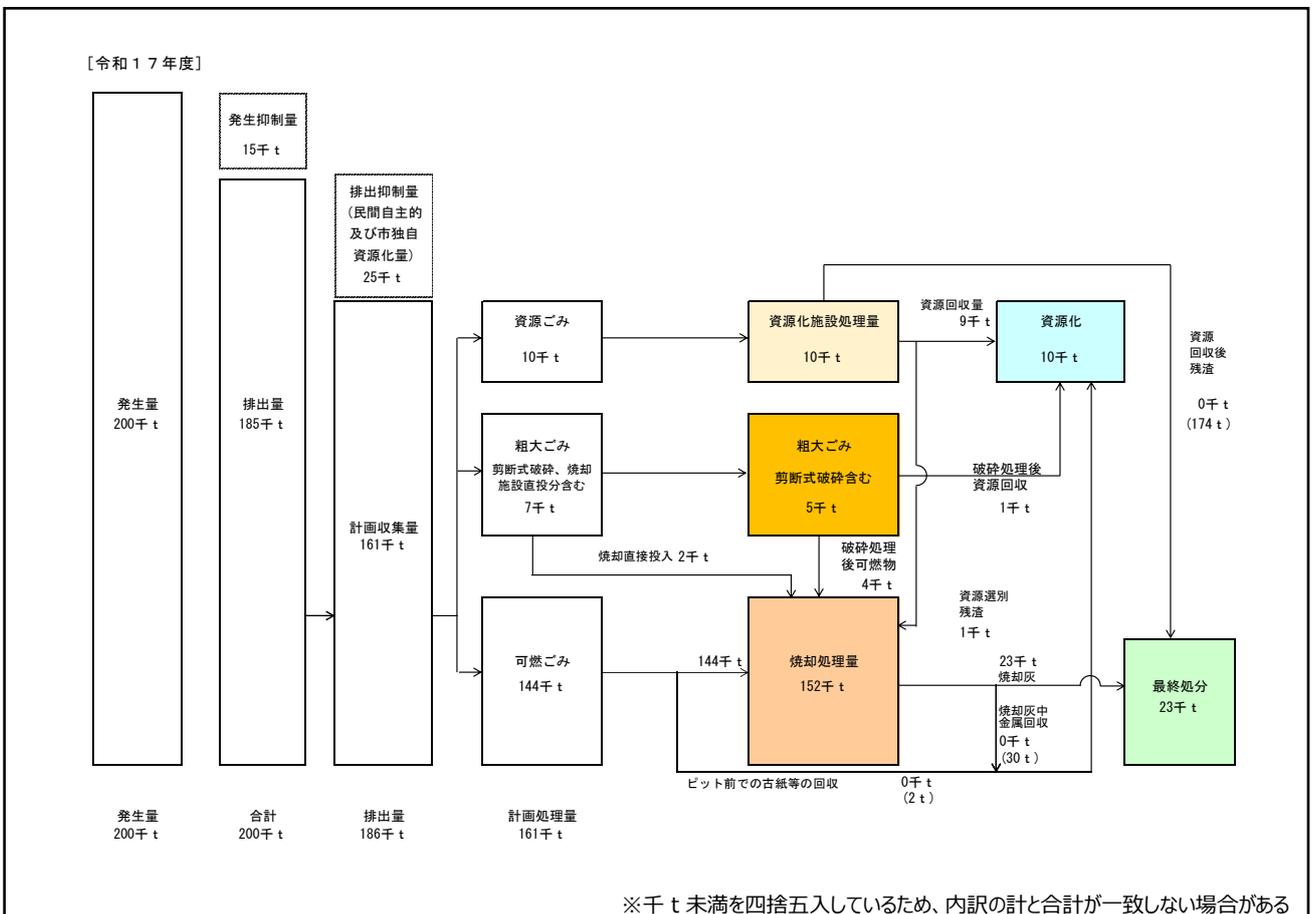
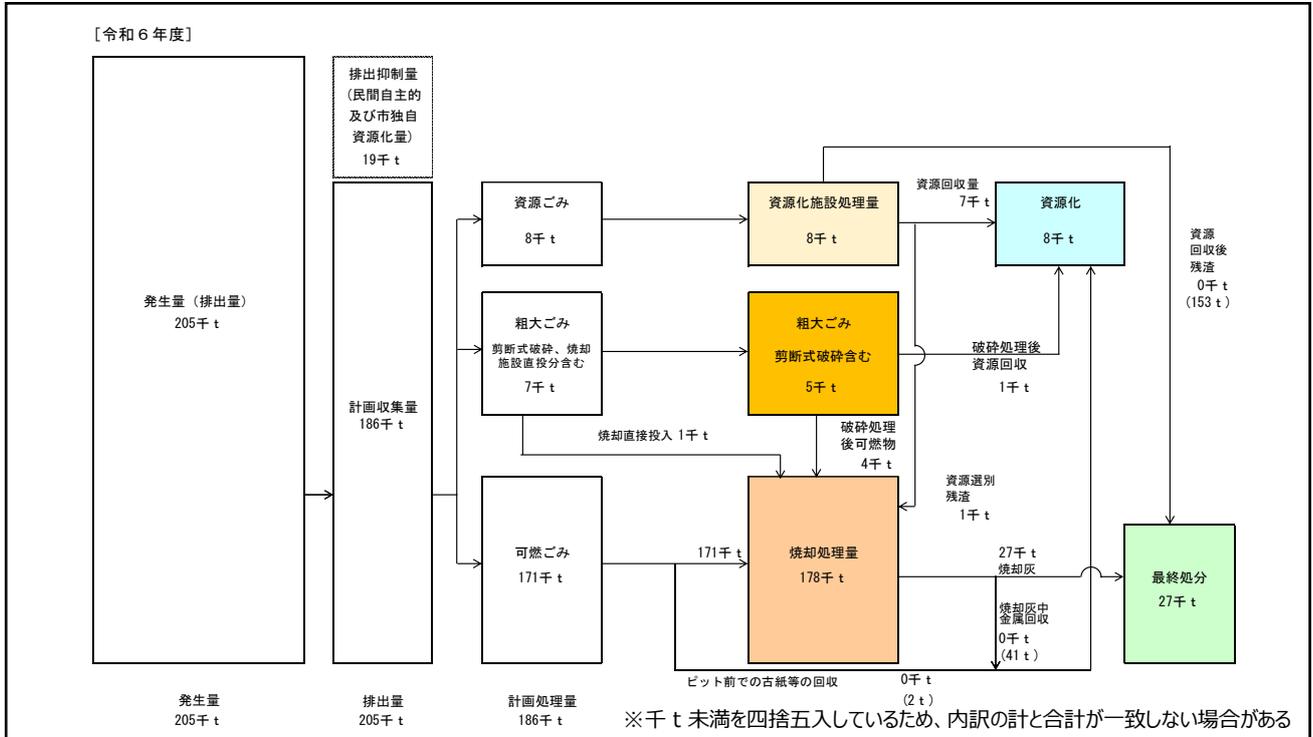


図3-6 ごみ処理の流れ (令和6年度・令和12年度)

第4章 循環型都市を支える施設整備等に関する施設組合の基本計画

両市のごみ減量化及び収集・運搬等に係るごみ処理基本計画を踏まえ、施設組合のごみ処理基本計画を次のとおり示します。

1. 啓発活動・環境教育の充実

(1) 見学者の積極的受け入れ

- 多くの市民に興味を持ち、清掃工場の施設見学に参加してもらえるように、両市の広報紙やウェブサイト、また施設組合のウェブサイトやSNSなどで、施設見学の呼びかけを行います。
- 既設の第五工場と建設工事中の新清掃工場（第六工場）の双方で、見学者の安全性確保に努めます。
- 新清掃工場（第六工場）の建設工事期間中も、可能な限り安全に見学者を受け入れられるよう工事関係者間で十分に調整を図ります。
- 新清掃工場（第六工場）の啓発内容を充実したものとするため両市とも連携しながら啓発内容を検討します。

(2) 見学内容の充実

- 見学を通じて、多面的にごみ処理の実態や問題点について啓発し、持続可能な社会について足元から考え、ごみ減量の必要性やごみの出し方、分別方法を守ることの重要性をパネル等を用いて説明します。
- ごみの発生抑制から分別や排出、ごみ処理、最終処分までの全体が把握でき、資源循環やごみに関する理解が深まる見学コース等の充実を図ります。
- 第五工場については、見学通路の空きスペースなどを活用し、見学者のニーズも踏まえた展示の作成など、見学内容の充実を図ります。
- 第五工場と新清掃工場（第六工場）の双方を活用し、様々な対象者に対応できるよう見学内容の充実を図ります。
- より幅広い年齢層に対応するなど、対象者別に見学内容の充実を図ります。

(3) ウェブサイトやSNS、パンフレット等による情報提供や啓発活動の充実

- 見学者に配布している「見学のしおり」「ごみのQ&A」の内容を継続的に充実していきます。また、対象者別にわかりやすいウェブサイトやパンフレットなどのコンテンツの充実を図ります。
- 市民や事業者がごみ減量や資源化に向けた具体的な行動がとれるよう分かりやすい情報の発信を行います。
- 見学前の事前学習や見学の代替となる教材を充実していきます。
- ウェブサイトやSNSにおいて実施している情報提供等の啓発活動を今後とも充実していきます。

(4) 環境教育・学習施設としての機能強化

- 両市や両市の教職員との連携を強化し、アンケートなどを用いて、市民、児童・生徒、教職員や周辺住民等のニーズをつかみ、見学内容の検討や、両市の環境出前講座との連携など、

環境教育・学習施設としての機能強化を目指します。

- 両市が効果的な啓発を行えるよう市民や事業者への啓発に活用できる情報や写真などの提供を検討します。

2. 搬入されるごみの減量化・適正化

(1) ごみの減量化の推進

- 市民・事業者への啓発によるごみの減量とともに、直接搬入者に対し、清掃工場に持込できない産業廃棄物や適正処理困難物の処理方法、資源の分別排出方法などについての案内や指導を充実させ、搬入されるごみの減量化を図ります。
- 両市のプラスチックごみゼロに関する宣言の取組を踏まえ、プラスチックごみの減量や資源化を図ります。

(2) ごみ処理の適正化の推進

- 施設組合のごみ処理施設での処理に適さない廃棄物（設備に支障をきたすもの、有害性や危険性があるもの、産業廃棄物等）の混入がないかを確認するため、定期的に搬入時の展開検査を行い搬入ごみの適正化を図ります。
- 不適正な搬入に対しては、両市と連携し必要に応じて排出源調査を行うとともに、排出者に産業廃棄物と一般廃棄物を分別する必要性を認識してもらえるようにします。
- 一般ごみや資源ごみに、危険・有害ごみや資源化物が混入している場合も多く、市民・事業者にごみの出し方を守るように、また、収集者にそのようなごみを収集しないよう、両市へ要請し、ごみの分別の適正化を図ります。

3. 直接搬入されたごみの分別と資源化の推進

- 直接搬入ごみについて、産業廃棄物や適正処理困難物を搬入させない監視体制の充実を図ります。
- 直接搬入者にごみを分別して積載・搬入すること及び搬入時には分別して荷下ろしすることなどの協力を求めるとともに、搬入者に資源（新聞、雑誌、段ボール等の古紙、衣服等の古布、缶・びん、ペットボトル）を分別・荷下ろしできる専用の貯留設備への投入のPRの継続に努めます。

4. 資源残渣の減量化の推進

- 選別工程で除去されている資源ごみの残渣について、両市と協力し、市民に対し排出マナーの啓発を進めるなどにより、削減に努めていきます。
- 施設組合から資源ごみの中間処理（選別、梱包）業者に引き渡された資源化物について、適正に処理、または資源化されているかどうかを把握するため、立入検査等を充実していきます。さらに、リサイクル率を向上させる方策について検討します。
- 資源ごみへの異物の混入状況、また、その他プラスチック製容器包装の洗浄の状況などが分かる写真やデータ等、分別排出への協力状況等に関する情報を両市に提供する等により、両市が市民や事業者に対して実施する分別指導等への協力を進めます。

5. 分別区分の拡充に応じた処理施設の計画的整備

- 両市の資源ごみ等の分別収集の充実、資源ごみの更なる資源化の促進、市民からの有害・危険物の回収の取り組みなどに対して、両市と十分に調整を図りながら、ストックヤードや中間処理施設の整備について、検討していきます。
- 小型充電式電池（リチウムイオン電池等）やこれらを内蔵した機器[※]の排出増加に対する対応、有害物や適正処理困難物への対応を進めます。さらに、プラスチック資源循環促進法の趣旨を踏まえ、プラスチック使用製品の分別収集、再商品化の将来的な実施に向けて検討を行います。
※電子たばこや、ハンディ扇風機などの充電し使用する小型の機器など

6. 環境に配慮した中間処理施設の計画的整備の推進

(1) 新清掃工場（第六工場）の整備推進

- 現在建設工事中の新清掃工場（第六工場）は、高効率ごみ発電施設として整備し、低炭素社会の構築を目指してエネルギーの有効活用を図るとともに、燃焼性能を向上させて、焼却灰の発生量も削減を図ります。
- 災害時にできる限りごみ処理を中断せず、復旧・復興に向けごみ処理を継続的に行える施設を目指します。
- 新清掃工場（第六工場）の整備にあたっては、騒音・振動・粉塵・悪臭などの2次公害対策を十分考慮して進めており、完成まで継続して実施します。

(2) 周辺環境への配慮

- 新清掃工場（第六工場）建設にあたっては、第五工場建設時と同様に、市民から親しみをもたれるよう配慮し、施設の敷地や周囲の緑化等、景観の向上に努め、地域の環境イメージの向上に配慮します。なお、清掃工場建設時においても、土壌汚染対策をはじめとして、周辺環境の保全に十分配慮します。
- 既に廃止している第三工場は、新清掃工場（第六工場）の建設用地にするため解体・撤去します。解体・撤去工事の際にも、騒音・振動・粉塵・悪臭などの2次公害対策を十分考慮して進めます。

(3) 市民や周辺住民のみなさまとの信頼関係の維持

- 新清掃工場（第六工場）建設工事に向けた情報、工事期間中の情報を、市民や周辺住民のみなさまに定期的に提供するなどにより、信頼関係の維持、強化を図ります。

7. 清掃工場の計画的整備のための調査・検討

- 現在、建設工事中の新清掃工場（第六工場）は、令和13年度に稼働予定です。その後は、現在の第四工場の撤去とその跡地の活用が重要な課題となることから、効率的なごみ処理の運営、資源化・適正処理の推進等の観点から敷地の利用可能性について検討を進めます。
- 現在の第四工場は、新清掃工場（第六工場）が稼働を開始するまでの令和12年度まで稼働を継続する方針です。令和8年度には稼働後45年を迎えるため、引き続き、機能維持していくことも重要です。
- 将来のごみ処理について、適正処理を第一としながら、低炭素社会、資源循環社会の実現に

資する新しい技術についても調査・研究を行います。

8. 現有施設の適正管理の徹底

- 施設組合はISO14001の環境マネジメントシステム手法による施設の適正管理に取り組んだ経験を活かし、清掃工場から発生する環境負荷の低減に向けて継続的に取り組んでいきます。
- 第五工場等の既設工場に対しては適切な延命工事を行い、処理能力の維持に努めます。また、今後の建て替えが予定されている第四工場は令和12年度まで使用するという方針であることから、延命工事・メンテナンス等を着実にかつ計画的に実施します。
- 小型充電式電池（リチウムイオン電池等）の危険物による粗大ごみ処理施設での爆発・火災事故がたびたび発生しており、両市と連携し分別排出の重要性をさらに啓発し、施設への搬入を未然に防ぐため搬入検査を行います。回収した小型充電式電池（リチウムイオン電池等）は絶縁処理を行い安全に次の処理施設に引き渡します。さらに早期の火災検知や消火機材充実等を検討します。
- 職員の技術やノウハウの向上や次世代への継承のため、計画的な職員研修や有資格者の育成などを行います。

9. ごみ処理手数料負担の適正化

- 施設組合のごみ処理手数料は平成6年度以降、9,000円/t（90円/10kg）で据置ですが、実際のごみ処理費用は令和6年度で20,725円と約12,000円の開きがあることから、ごみ処理手数料について、近隣のごみ処理施設の動向を見ながら、実態に沿ったごみ処理手数料を両市と協議し、適正化を図ります。

10. 最終処分量の減量化

- 焼却するごみの減量を推進するとともに、焼却残渣の処理技術についても、引き続き、調査・研究を行っていきます。
- 長期的には、有限である処分地を求めることのない最終処分を目標とし、焼却残渣の無害化後の有効利用について検討するとともに、両市と連携し、引き続き、発生抑制やリサイクルの推進による最終処分量の減量化を図ります。

11. 広域的連携の維持

- 大阪府内のごみの持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化を推進していくための大阪府の計画である「大阪府ごみ処理広域化計画」（平成11年3月）において、東大阪市・大東市は東大阪ブロックに分類されていました。同計画は令和元年8月に更新され大阪府内をいくつかのブロックに分ける考え方はなくなりましたが、これまでの東大阪ブロックの構成市[※]との協働関係を継続しながら、ごみ処理の広域化について調査・研究を続けます。
※東大阪市、大東市の他、守口市、枚方市、寝屋川市、門真市、四條畷市、交野市で構成
- 今後もフェニックス最終処分場での処理が継続されるよう広域最終処分場の安定的な確保を、国、府に要望していきます。

- 東大阪ブロックによる、焼却炉の点検や緊急時の応援対応等に対する相互支援体制を継続するとともに、充実していきます。

12. 災害時等における役割・機能の強化

- 両市と協力し、災害時における他自治体等との相互支援体制について、充実を図ります。
- 国内では、東日本大震災以降、大規模な災害が多発しており、発生した災害廃棄物について、広域処理が行われることが増えています。施設組合は、これまでも災害廃棄物の広域処理に協力してきましたが、今後もこうした処理への協力を進めるとともに、災害廃棄物の処理機能の充実や機動的な処理体制の整備等に取り組めます。
- 災害廃棄物処理計画や、被災時に災害ごみ並びに通常ごみの受け入れを行うための業務継続計画（BCP）を基に、両市との担当者会議で定期的な内容の確認を行い、連携強化を図ります。また、その他の関連団体や事業者と災害時の具体的な連携方法について協議し、災害時の対応力強化を図ります。
- 施設組合は、東大阪ブロックにおいて協定を締結しており、ごみ処理に支障をきたす大規模災害等の緊急事態の発生等に備え、一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援の体制の整備を進めています。今後も、その体制を維持します。
- 第五工場は、大規模災害時に近隣住民や帰宅困難者のための一時的な避難や支援の場としての活用が可能です。また、新清掃工場（第六工場）は、災害発生時にも自立的な運転継続、発電を行える施設とし、場内への給電等を行うことで災害時にもごみ処理継続が可能な施設を目指します。

第5章 計画推進のために

1. 計画の進行管理

施設組合はIS014001の環境マネジメントシステム手法による施設の適正管理の経験を活かし、計画を円滑・着実に、また、より高次の取り組みの展開を目指すため、Plan(計画の策定)、Do(実行)、Check(評価)、Act(見直し)のいわゆるPDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行います。また、計画の進捗状況を両市と共有し、あわせて施設組合ホームページ等によって市民や事業者に伝えていきます。

2. 東大阪市・大東市及び施設組合の連携強化

東大阪市、大東市及び施設組合の三者で、ごみ処理やリサイクルに関する重要課題を十分議論し、取り組みを進めるとともに、新たな中間処理施設の計画的整備の推進に向けて、連携を強化します。

毎月実施している定例会議において、搬入物検査等の結果や、異物混入率などの分別排出の精度に関する情報や、有害・危険物の混入状況などを提供するなど、両市による市民、事業者の啓発活動に有用な情報の提供に努めます。

3. 廃棄物処理に関する総合的な大規模災害対策の充実

緊急時の中間処理施設の点検リストに基づく訓練の実施、職員緊急連絡網の拡充、両市や関連機関等との役割分担の確認など、総合的な大規模災害対策の充実を図ります。また、大規模災害発生時には被災市町村だけでは対応困難であり、大阪府との連携を含め、日頃から近隣市及び他府県の同規模の自治体と交流を進めて、相互応援・支援体制の確保に努めます。さらに、災害時には、一時的な避難場所の提供を行います。

4. 循環型社会の形成に向けた費用負担のあり方の検討

施設組合では、多額の費用をかけて、ごみ処理や資源化の取り組みを進めています。循環型社会の形成に向けた取り組みを進めるにあたり、引き続き、施設利用者の適切な費用負担のあり方について両市と検討を進めていきます。

5. 循環型社会の基盤となる処理施設の計画的な整備の推進

まずは、新清掃工場(第六工場)整備に取り組むことが重要ですが、その後も第四工場の解体や、プラスチック使用製品の分別収集、再商品化について計画的に検討を行う必要があります。なお、施設整備の検討に当たっては今後のごみ処理システム等について検討を行うとともに、適切な時期に両市と連携し、ごみ発生量や焼却処理量の予測等、施設整備についての協議を進めていきます。